

日程第1 一般質問

2番 飯島 寛

- (1) 人口減少対策について
- (2) 防災体制について

4番 大原 孝 芳

- (1) 市民教育、主権者教育の実践について
- (2) 防災訓練の在り方について

7番 桂 川 雅 信

- (1) 地区要望の判断基準について
- (2) 災害等に犠牲者を一人も出さない対策の確立について
- (3) 中川村リニア中央新幹線対策協議会における半の沢の谷埋め盛土について

8番 鈴木 絹 子

- (1) 中川東小学校区に児童クラブを設置することについて
- (2) 子どもの通学路の安全確保について
- (3) 早めの避難で一人の犠牲者も出さない災害時の避難の仕方について
- (4) 障がい者生活支援センターの取り組みの進捗状況について

出席議員（10名）

- 1番 片 桐 邦 俊
- 2番 飯 島 寛
- 3番 松 澤 文 昭
- 4番 大 原 孝 芳
- 5番 松 村 利 宏
- 6番 中 塚 礼 次 郎
- 7番 桂 川 雅 信
- 8番 柳 生 仁
- 9番 鈴 木 絹 子
- 10番 山 崎 啓 造

説明のために参加した者

村長	宮 下 健 彦	副村長	富 永 和 夫
教育長	下 平 達 朗	総務課長	中 平 仁 司
会計管理者	半 崎 節 子	住民税務課長	村 澤 ゆかり
保健福祉課長	菅 沼 元 臣	振興課長	松 村 恵 介
建設水道課長	小 林 好 彦	教育次長	松 澤 広 志

職務のために参加した者

議会事務局長 井 原 伸 子
書 記 座光寺 てるこ

平成30年9月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成30年9月11日 午前9時00分 開議

- 事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) ご着席ください。(一同着席)
- 議長 おはようございます。(一同「おはようございます」)
ご参集ご苦労さまでございます。
ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。
日程第1 一般質問を行います。
通告順に発言を許します。
2番 飯島寛議員。
○2番 (飯島 寛) 私は、さきに提出しました一般質問通告書のとおり、以下の2項目について質問します。
私の質問事項は、今回を含めて、過去にも多くの議員から同様の質問が数多く出されており、いささかマンネリ感もあろうかとは思われますが、それだけ中川村の抱える問題は大きいと認識しております。したがって、私の質問事項は、他の議員と重複する事項が多々あろうかと存じますが、一市民目線からの質問と認識していただきたいと思えます。
それでは、質問事項1の人口減少対策について質問いたします。
人口減少は、当中川村に限らず、地方の市町村の喫緊課題となっております。上伊那郡下でも南箕輪村を除き人口減少が進んでおり、それぞれ対策を講じていることと思われま。しかしながら、目立った成果につながっていないのが現状と思われま。そんな現状認識に基づき(1)の質問を行います。
(1) 中川村では、人口減少対策が喫緊の課題との認識に基づき、若者を中心とした村内移住を目指した様々な対策、施策を講じていると認識しております。具体的には、ラ・メゾン中組——これはちょっと余談ですが、名づけ親と自負しておりますので、思い入れも私はちょっとあるんですが、それとかお試し住宅、あるいはお試しシェアオフィスなどの施策がこれに該当すると思われま。こうした施策を施行するに際しましては、実効性の確保のためにと、当然、成果予想を行うはずでございますけれども、これら3つの施策での予想値と実績はどのようにになっているのかお聞きします。
○村長 人口減少対策についてご質問でございます。
今やっている住宅施策、それからシェアオフィス、お試し住宅、この実行と予測はどうなっているかということでございますけど、まず入居と利用実績、現状について、もう一度申し上げたいと思えますので、お聞きをください。
ラ・メゾン中組につきましては、この4月1日、入居を開始いたしました。10戸中、

今現在、9月7日現在でありますけれども——7日現在ということはありませんが、今10戸の方が入居、契約済みでございます。

それから、小和田上住宅、旧中川西小学校の教頭住宅を、条例を今度は廃止をしまして村営住宅として利用することになったわけでありま。これにつきましては改修をいたしましたが、今のところ1戸あいておるところであります。

中組ハイツであります。これは1戸があいておりますけれども、近日入居になるであろうという予測でございます。

サンライズ中田島につきましては、1戸があいておりますが、これも募集をかけておりますので、この状況からいきますと、恐らく近日中には埋まるだろうというふうに思っております。

あと、牧ヶ原の公営住宅が現在のところ3戸あいている、こういう状況でございます。

お試し住宅についてですが、お試し住宅は、昨日の議員のご質問にもお答えをいたしました。4ヶ月の契約で現在、10月までであります。お1人の方が、40代の方が入居中と、そのほか、ほかの問い合わせ4件ございます。

それからシェアオフィス、お試しシェアオフィスであります。利用状況につきましては、個室3室は8月25日の時点では満室になっております。延べ116人の利用があったということでございます。

シェアオフィスでは、いろいろ地元の皆さんとの交流、商工会ですとか、いろんな方たちとの交流もこの場所を使って有効にやろうということで、ランチ会といひますか、ジビエ料理をその中の皆さんで味わっていただくとか、あるいは竹の会夢里人の皆さんが、今、竹を使ってメンマといひますか、それに加工するという。この実証的なものもやって、こういったものも食べたりして、非常に好評を得ておる、こういうようなランチ会が延べ25人利用になっております。

今申し上げたとおりでございますけれども、施策を打つ上での予想値について申し上げますけれども、議員も御承知のとおり、村内には民間のアパートというものはありません。従業員の皆さんの宿舎としての建設をされておる法人といひますか、これもあることは存じ上げておりますが、一般の皆さんに貸し出しをするような民間のアパートはないということでありま。村内とか近隣企業に通勤する勤労者の住む場所を確保するという目的で、子育て中の若者、これから家族が増えるであろう夫婦に絞った住宅をターゲットにして、これを検討してきたところでございます。条件としては保育園、学校に近いことであろうかと思っておりますし、地域の振興もあわせて建設場所と建設戸数を考え、最後に若者が求めるタイプの部屋、戸数を決定してきたところであります。その結果がラ・メゾン中組10戸を建てたところでございますが、近年の人口の減少の予測の中で、実は、これ1棟では済まないのではないかという——済まないのではないかといひますか、まだほかにこれからも建設をしようという予定はありますけれども、ラ・メゾン中組の入居状況等を見て、まず応募、募集をしたところ応募が、今までは1戸につき例えば3人くらいが応募してくると、こうい

う状況が過去にあったわけでありすけれども、今はなかなかそういう状況にないということで、ラ・メゾン中組をまずつくり、それ以降のことは、また住宅は住宅として考えようと、こういうことであるところでございます。これくらいつくれば埋まるだろうという予測は、実際のところ立ててきたわけではございません。ただ、空き部屋をつくらないという、建設に対して募集をして、それに対して来る応募戸数等を見て、この年間での建築戸数を決めてくるというのが今までのやり方でございます。

今申し上げたとおりでありますので、人口減少時代を迎えて、民間アパートについても過剰の傾向にあるというふう聞いておりますし、どんどんリニューアルをしていかないと入っていただけないということも聞いております。したがって、行政がこのぐらいつくれば恐らく埋まるであろうということを予測を立てることは非常に難しいということになるかと思えます。

今のところ、村営住宅と公営住宅、総じてですけれども、一時的に空き部屋ができる時期もありますけれども、募集すれば何とか埋まっていくというような今の戸数、建築戸数であろうかというふうに認識はしております。よろしくお願ひします。

○2 番 (飯島 寛) 今、村長の答弁を聞いて若干安心しました。と申しますのは、私自身が、このラ・メゾン中組というのは背中合わせの2世帯住宅になっていますので、ちょっと日当たりのいいほう悪いほう、あるいはお隣の物音が聞こえてくるんじゃないかなということで、満杯になるのかどうか心配してまして、最初、出足が余りよくなかったんで非常に心配したわけですが、満席になっているということで非常に安心をいたしました。

ただ、こうした施策を打つときには、今、村長の答弁にありましたけれども、やってみた、でもだめだったでは収まりがつかみませんので、これからも、そういうことを計画するときには緻密な計画を立てて取り組んでいただきたいということをお願いしておきたいと思えます。

続いて(2)の質問に移ります。

(2)は人口減少の歯どめについての質問でございます。

(2)地区では、結婚できない、しない男性、女性が相当数見られます。こうした方々が増加することは、家庭でも将来に不安を持つことと思われすし、親御さんです、それからお子さんができないのですから人口減少に拍車をかけることとなると思われます。

村としては、人口減少が進む中で、こうした状況をどの程度認識しているか、実態把握はどの程度行われているのかお聞きします。

特に、村内の若者が村外からお嫁さんやお婿さんを迎え入れ、お子さんができれば、人口減少に大きな歯どめ効果が得られることとなります。

(1)の質問事項の村外から移住の促進と並行して、村内未婚者への、いわゆる婚活を後押しするための施策を講じているようですが、その成果はいかかなものかお聞きします。

○村 長 2点目のご質問でございますが、定住促進と地域活性化基本計画を策定する、この

基礎資料の一つとして分析をしておるところであります。実は、未婚の男性、女性、10歳刻みで男女分類をいたしまして、昭和60年から5年ごと、国勢調査のたびですけれども、独身でいる人の割合を平成27年まで追求をしておるところであります。具体的な数字はなかなか申し上げにくいんですけども、傾向としてですけれども、近年になるにつれまして独身で過ごす率が高くなる傾向が読み取れております。例えば20～30代の男性について申し上げますと、昭和60年では78%、これが独身で過ごされている、平成2年になって同年代の20～30代の皆さんを調べると80%、平成7年が77%、平成27年が88%ということでありすし、女性、女性について申し上げますと、昭和60年では56%、平成2年では58%、平成7年では61%で、平成27年、直近の調査では82%ということで、同じように上がってきております。このことから、やっぱり傾向としては晩婚化が進んでいるのかなっていうこともうかがえるところあります。それぞれの仕事を持って、しかも男女が出会える時間が非常に少なくなっていると、また機会も減っているというのは、これは都会も地方も同じかなというふうなことを感じております。

そこで、行政としましては、出会いの場を後ろからうまく仕掛けるという言葉はちょっと悪いんですが、そういうことを考えてやっております、3点、まず1点目、婚活イベントを開催をしております。昨年の場合ですけれども、4月8・9日に開催をいたしました。男性13人、女性が7人出席をいただいております。11月11・12日に開催をしました。男性12人、女性も同数でありました。結婚セミナーを次に開催をいたしました。2点目であります。5月29日と10月18日、それと11月16日でありすけれども、結婚相談所にサンマリエってあるかと思ひますが、このところに勤めている方、実は中川村にゆかりのある方がお勤めになっていまして、ひとつ非常に中川にお近づきになりたいということで、しっかりサポート等をやっていたしております。もう一つが出会いを求める男女の婚活サイト、よく楽天ですとか、いろんなサイトがありますけれども、怪しいサイトではございません。そういった婚活サイトに対しての助成もやっております。このサイトに申し込んだ方がいまして、それに対しての財政的な支援を行ったと、この3つをやりました。1、2を通して結婚に至った数というのは1カップルでございます。それから、その婚活サイトに申し込みをされた男性、この男性、女性、1組のカップルが成立をされております。結婚まで至っております。

あと、もう一つ、社会福祉協議会にも結婚相談所ってのがずっと長く続けられておりまして、それについて、ちょっと数字だけ申し上げます。これは事業報告にもございますので、またごらんをいただければよろしいんですけども、成婚件数について申し上げます。平成29年が6件、平成28年が0件、27年が4件、26年が1件ということでございました。平成29年の6件というのは非常に多い数字かと思ひます。ただ、この結婚された皆さんが、じゃあ中川村に住んでいるかどうかという事は、これは申し上げられませぬ。当然ほかの地区の方と結婚に至って、めでたく他地域に住んでいるということも、やっぱりよしとするということでお考えいただければよろ

しいかと思いますが、29年の6件は非常に多いです。27についても4件ですから、同様に感じております。この手の結婚相談で成立を図っていくというのは非常に難しいというふうに聞いております。けれども、担当者の熱意と方法、この若い人たち、あるいは結婚をということで出会いを求める人たちの心をうまくお互いにつかんで、うまくマッチングをして、そういう機会をつくってあげられる、これは腕といたしますか、技術力とかかなあとというふうに思っております。

このような取り組みでございますので、意外と、かけた金額に対してですけれども、行政的には60万円程度のお金をかけて2組ということになりますから、これが、非常に1組が高いという判断になるかどうかでありますけれども、これはちょっと違うだろうというふうに思いますし、社会福祉協議会に対しても、結婚相談所をつくっておっていただいて、ここに対しても村は助成をしておりますが、とにかく日本全体の中での人口が増えたり、あるいはめでたく結婚できるっていいことだというふうに考えれば、大体この結婚相談所に対しての支援が毎年、活動支援になるわけですが、100万円程度ずつお支払いをしておりますけれども、これはやっぱり種をまくという点では非常にいいんでは——いいというか、額に対しては、これだけの成立ができればもう十分ではないかなあとというふうに私自身は思っております。

ただ、結婚の希望をかなえる環境整備に当たって留意すべき事項というようなことも言われておまして、やっぱり個人の決定、意思を尊重しなければいけないということがございますので、特定の価値観を押しつけないように、しかも重圧とならないようにというような点に配慮しながら取り組みをしていただいておりますので、ご了解いただければと思います。

○2 番 (飯島 寛) 決め手がないことは重々承知しておりますが、若干なりとも成果が上がってきているということに理解をさせていただきます。ただし、気になるのは、どんどんどんどん、その未婚の方たちが高齢化していくという現状でございます。そんなようなところもお含みおきいただきたいと思っております。

続きまして、人口減少対策について最後の3番の(3)の質問に入ります。

(3)これらの人口減少対策としての村内移住策と婚活策の成否を左右するものは、当然本人の意思もありますけれども、「中川村はよいところだから住みたいな。」と思われるように中川村を魅力アップすることが前提になると考えられます。このためには、中川村美しい村づくり協議会の実効性確保や日本で最も美しい村連合の有効利用等を検討していく必要があると思われまます。

中川村の日本で最も美しい村づくり推進計画では中川村ファンづくりがうたわれていますが、人口増加に結びつく戦略的な取り組みは見られません。

ちなみに、信州ながわ美しい村だより27号には、今回の号ですが、北海道鶴居村への参加報告が掲載され、鶴居村のここ数年の人口の推移は、北海道では人口減少が一番少ない村との報告がありました。

私ごとで恐縮ですが、私は現役時代に職員に向けて「私たちは天才でも秀才でもない。もし成果が欲しければ、どこかにある成功事例を探し、模倣しろ。」と言い続けて

きました。別に村の執行部や幹部職員の方が凡才で秀才ではないと言っているわけではございませんけれども、成果を得るために鉄則だと私は信じております。

したがって、鶴居村の人口減少対策の具体的な情報分析を行って、村で取り入れるものがあるかどうかというようなことを検討したかどうかについてお聞きしたいと思っております。

○村 長 それでは、最初に私のほうから、ご質問いただきましたので、美しい村づくり協議会の取り組み、戦略的な取り組みが見られないけれども、どうかというご質問についてお答えをさせていただきたいと思っております。

ファンを増やすということが今非常に重要視されておる時代なんですね。総務省では関係人口ってというような、関係人口を増やせと、まず、取っかかりとして、こういった関係人口を増やしながらか、それが最終的に移住し、定住に結びつくように、そういう中間的な関係者を増やしていくというのが戦略だというふうなことを、ホームページにも載っておりますし、提言としてまとめていただいております。

関係人口という言葉については、地域振興につきましてですけれども、中川村に属している、縁故ですとか出身者の子どもであるとか出身者そのもの、あるいはふるさと納税等を呼びかけて、中川村が非常に政策的にもいいことをしていると、ぜひ応援したい、美しい村だとか、そういうことで納税をしてくださる方、あるいは応募してきてくれた村外から来た地域おこし協力隊員、それと、もう一つは、今度、私どもでつくりました応援団制度、中川村応援団でございます。こういった皆さんを関係人口というふうと呼んでおるわけですが、こういう皆さんをいろんなイベントですとか、いろんな仕組みの中に取り込みながら発信をしてもらう、このことが大事だというふうに言われております。

まず、中川村応援団を制度化をいたしました。中川村にゆかりのある方、よいところとして都会に広げたいという意欲的に思っていたいただいております方、美しい村連合のサポーター、補助事業で関係ができました企業の、かなり大きな企業の社員の方であります。こういった方のつながりを生かして応援団に任命をさせていただきました。現在5人です。ちょっと4人かと思いましたが、5人です。東京を中心にして応援団の活動の中で機会を捉えて中川村の宣伝をしていただいております。

あと、人口増加に結びつく取り組みとしましては、特に美しい村連合の、今ご質問にありましたとおり、何ていいますか、取り組みの中では実効性がどうなっているかというところでございますが、まずは美しくしていこうというふうなことも考えておるところでございますし、中川村をとにかく外に向けて発信をしなければいけないという中で、人口増加に結びつく取り組みとしまして、美しい村連合の関係では、中川村単独ではなくて、幾つかの連合に加盟する町村と、それぞれの特徴のあるところをもって宣伝等をしております。6月29日、名古屋市でのイベント広場を使って宣伝を行っておりますし、飯田市と共催で東京に行きまして、非常にこちらに関係っていいですか、興味を持っている、示している企業、その企業の関係者に村を紹介するイベントを打ってきております。また、有楽町マルシェでもって物産販売を兼ねPR、アピー

ルをしてくるというようなことをしております。これは、美しい村連合と銘打って中川村の参加事業ということで取り組みをしてきたところであります。

それから、もう一つ、これはちょっと物産でありますので、昨年から特にちょっと力を入れ始めてきたことでありますけれども、日本橋の高島屋デパート8月と5月、それから横浜の高島屋のデパートで2月に物産販売等をやってきましたし、そのほかにも富士川楽座という、何と申しますか、あれは何ていうんですかね、高速道路にある、何ていうんですかね、ああいうの、サービスエリアに物産を、外からも入ってきて、その地域の物産を扱う大きなところがあるんですが、実は刈谷にもありますよね。刈谷の観覧車があるところですけど、あそこも大きいんですけど、富士川の扱ってというのはもっと大きいんですね。東名高速道路にありますけど、そちらのほうに行って、ちょっとこれからそのところでイベントを開いたり、定期的に中川村の物産ができないかというようなことも含めて、実は売り込みをしていく計画でございます。戦略的ではないかもしれませんが、今あることを使って、物産をととの村をアピールするということを考えておるところでございます。

日本で最も美しい村連合の運動っていいものは、経済優先都市形成推進という政策によって失われた地域の価値を再認識をして、それを誇りに村づくりを進めようというものでありまして、特に人口増を目的の中心に、一番中心に置いているところではないわけでありまして、地域資源を生かして経済を循環して、やっぱり雇用を生み出していく、当然そのためには、こちらに目を向けていただいて経済を循環するようにするっていうことは、こちらのほうにも移住者が増えて、にぎやかになっていくっていうことが第一でございますので、その結果として持続可能な村づくりを行っていくという意味では、最終的には地域の担い手ですとか若者を外から増やすことにも最終的にはつながっていく、こんなふうに考えております。

そういうことで、直接、その美しい村づくり協議会の戦略として、直接的には人口増っていうのを大々的に掲げておるわけではございませんが、いろんな面から、こちらのほうに目を向け、関係人口を持ちながら、移住定住を増やしていくと、こういう取り組みはそれぞれの取り組みの中でやっておるというふうに認識をしておりますので、よろしくお願ひします。

○2 番 (飯島 寛) 結構——結構っていうか、とても力強い答弁をいただきまして、ありがとうございました。

惜しむらくは、こういったことが村民にどれだけ周知されているか、結果はどうだったかということを常に検証していただいき、村民にまず周知をさせて、それから外へ向かって発信していくということが非常に重要ではないかと思っておりますので、この周知方法についても考えていただければ大変ありがたいというふうに思っております。

続きまして質問事項2の防災体制について質問します。

近年、異常気象のせいか自然災害が全国各地で発生して大きな被害が出ています。

中川村でも広報等でハザードマップの確認等を促したり、毎年、防災訓練が行われております。防災ハザードマップには、きのうだか誰かが、村長のほうから出された

のかな、2006年の梅雨前線豪雨のときの写真が掲載されています。ごらんになった方で「これ、いつのやつだ。」って見た方がどこかにいらっしやるかどうかはちょっと疑問ですが、10年以上前のことであって、村民の防災意識も薄れてきていると思われますので、防災体制について質問いたします。

初めにひとり暮らしの老人対応について(1)の質問を行います。

(1)災害発生時に警報等をメールや外で聞くことができる人や有線放送やテレビ等々で情報を得ることができる人たちはいいわけですが、ひとり暮らしの老人の方など防災情報を得にくい状況にある方々に対しての連絡方法はどのような体制にあるのかお尋ねいたします。

○村 長 情報通信機器の操作が苦手であるとか、視力ですと聴力、こういうことに不安のある方で、ほかに同居の方がいないケースをいろいろ想定されてのご質問だというふうに思っております。

警報等をどうやって伝達するかという手段として村が用意しておりますのは、防災行政無線の屋外放送と屋内の個別受信機から流れる音声でございます。それから、CATV網で結んでおりますので、ここでのテレビ画面で見ると文字放送、それと音声告知放送、それから、これはなかなかと思いますが、インターネットのホームページと緊急情報配信サービス、オクレンジャーでございます。こういったところのメールの3つの方式の6媒体というのが手段であります。それ以外には、個別に電話をかけるか、訪問をするかしか、その方に伝達をする手段はなかなかないのかなあというふうに思っておりますが、一番問題になると思われますのは、警報が発令されるレベルになったとき、そういったときに村が直接そのような行動をとっていくということは、これは実際には難しいわけでございます。村が用意する情報伝達手段から情報が得にくい、そういう状態の方々は日常生活にも支障がある方だろうと考えられますので、普段何らかの支援が入っているかもしれません。そういう方に対しては。それから、家族、親族の方を初め近隣の方が気にかけていただいて、こういう皆さんにつきましては、連携して対応していただくよりほかに情報伝達の有効な方法は今のところないだろうというふうに思っております。ちょっとお答えになったかどうかわかりませんが、村としては、そういうことに現在の考え方でおりますので、よろしくお願ひします。

○2 番 (飯島 寛) 今のご答弁のとおり、決め手がなかなか描くという、とにかく、そういう非常に耳が遠いだの目が見えない、それらの人たち、ひとり暮らしの人たちには対応が難しいということは十分認識しておりますし、最近の災害報道を見ても、そういう人たちが多く罹災されているということも現状としてあるというご認識だけはいただきたいと思ひます。

続いて(2)の災害発生時の離れて暮らす家族等について質問します。

(2)風雨の強いときは防災無線がほとんど聞こえないことに加え、もし警報が昼間出された場合に、若い人が勤めへ出ていて留守番をしている主に老人で、出ている家族との連絡が困難な場合等に対する対応はどうしたらいいのか、こうした場合の対

応策がどの程度村民に周知されているのか、村は把握しているのかお聞きしたいと思います。

○村長 今のご質問は、日中独居と言われる、恐らくそういう高齢者の方に対しての伝達手段をどういうふうに捉えているかということかと思えます。

昼間が留守でも、もし仮に御家族がいるのであれば、まず御家族が帰宅をしていただく、それか近くのどなたかに支援をお願いすると、こういう対応を、まず2つを検討いただくしかないというふうに思っております。例えば緊急情報配信サービスは全国どこにいても受けられますので、遠く離れているときに、そのことを聞いて、じゃあ、自分のうちの親なり高齢者、年よりは、それじゃあ、すぐ行けないとしたら、近所の方に連絡をして見ていただきたい、こういうふうなことをしていただくしかないだろうというふうに思っております。つまり、今申し上げたとおり、近くのところに、隣近所で結構だと思うんです。そういう方の支援者をつくっておくと、そういう環境をつくっていくということが一番重要だと思いますし、そういう対応が住民の皆さんに十分に周知をして全てできているかっていうと、このことを村が完全に把握しているかっていうと、実は全部把握はできていないというのが現状であります。

○2番 (飯島 寛) 今の答弁は、若干3番の事項についても、(3)についても触れているような気がいたしますので、続いて3番の質問を行います。

中川村防災ハザードマップは、風水害、土砂災害に対する防災体制を示していると思われま。この中で避難情報の伝達経路を見ますと、報道機関によるものからインターネットによるものまで6種類の伝達方法が記載されていますが、質問事項の今申し上げた(1)(2)は、ひとり暮らしや昼間はひとり暮らし同様になるか、老人夫婦だけになってしまうケースや、いわゆる離れて暮らす家族など、耳が遠くなってしまったようなお年寄りの方々が緊急情報を得にくい、極めてレアケースな方々を想像したものです。

村では、支え合いの地域づくり懇談会等を実施しており、こういた状況にある方々への連絡方法等について何らかの策を講じていると思われま。緊急時にこうした施策の実効性を担保できるのか、見通しをお聞きします。今、先ほどの2番と重複します。

○村長 先ほどお答えをさせていただいたとおりでございまして、情報を得ることが困難な方に、そういう方に情報を伝える方法は、今のところ人手に頼るしかないだろうというふうに思っております。広報を使っても何をして、やっぱり限界があるかということでもあります。警報が出たというレベルではなくて、避難を要する段階になればなおさらのことだというふうに思いますし、確実に、このことについては情報を伝える必要があると、そのための支援者と協力者をつくる取り組み、これが一番重要であろうかと思えますし、以前から支え合いマップづくりということを行ってまいりました。これは、各地区ごと、それぞれに自主防災組織での取り組みになるわけでありま。個々の家庭の状況は外からはなかなかわかりませんもんですから、誰もがあそこは心配だと、こういうふうに挙げられる方は、きちんとその中では拾われているでしょ

うけれども、日中独居の状態や、例えばこの方は耳が遠いというようなことについては、本人の申し出がない限りはなかなかわからないという場合もありますので、非常に、そういったときの実効性は図りようがないという現状であります。

そこで、今やっております支え合いの地域づくり懇談会というのは、かつては支え合いマップづくり懇談会というふうに言っておりました。しかし、マップづくりが目的ではなくて、日常との関係性の構築が重要であるということから支え合いの地域づくりというタイトルになったというふうに認識をしております。これは、毎年、各地区で社会福祉協議会が中心になって、そのつくり方を指導し、今までの蓄積の上に、もう一遍改めてマップづくりといいますか、支え合いの地域づくりの関係図を検証をしていくという作業をしておるわけでありま。けれども、組長が出るのが主だと思えます。総代、役員さん、各組長、その中でまとめて確認をしていく、だけれども、何ていいますか、一年一巡、組長が一巡すれば大体のことはわかるし、その中で、あるいは施設にお入りになったり、新たに当然こういうふうな状態になるお年寄りもいらっしやるでしょうけれども、大体一巡すればわかりますので、こういったことは、やっぱり継続していくということが大事だろうというふうに思っております。

そのほかの手段として、社会福祉協議会ではなくて、保健福祉課、民生児童委員さんも中心になってつくっていただいておりますけれども、有効な方法としては、避難行動要支援者台帳というものはつくっております。これは役場のほうでも、個人的な名称やお名前ものは、すぐ外に出すということはありませんけれども、台帳はこちらにもありますし、地区でも持っているはずでございます。このものを平成24年につくり始めたわけでありま。けれども、支え合いの地域づくり懇談会を毎年行っておる中で、新しくそういうふうな状態になった方、支援が必要な方については情報の提供をお願いをしておるところであります。

ただ、これについては、個人で拒否をされたり、私は特にいいからという場合もありますので、なかなか、これでも完全に把握はし切れないだろうというふうに思っておりますけれども、それにしても、あくまで何かあったら助けてほしいということを中心にして、多少おせっかいでも、やっぱり隣近所の皆さんを含めて、こういったところを挙げていってもらおうということをしつと続けていくということが大事だろうと思っておりますので、行政がこれになかなかかわるってことは難しいわけですが、やはりそれぞれの自主防災組織がこのことの重要性をよく認識していただいて、主体的にやっぱり続けてかかわっていくということが必要であろうかなというふうに思っております。

○2番 (飯島 寛) 村長の苦しい答弁をお聞きしました。なぜこんなことを申しますかといいますと、私自身が地区の支え合いの地域づくり懇談会に出席を依頼されまして出席しました。そのときには余り具体的な名前は出ませんでしたけれども、民生委員の方たちや個人情報飛び交って、ちょっといかなものかというようなことが云々されるというようなことなんで、行政としては余り立ち入りできない部分まで行っちゃっているよというようなことがささやかれておりましたんで、なるほど、村長の

答弁は苦し紛れの答弁だったのかなというふうに思いますけれども、これを活用しない手はないので、再度、若干、社協に丸投げせずに、どうしていいんだかというように検討していく余地があるのかなというふうに思っておりますので、ご認識ありということをお願いします。

続きまして、時間が押しておりますので最後の（４）の質問に入ります。

台風の通過の多い三重県の紀宝町では、台風の接近に伴う避難スケジュールを定めたタイムラインを策定しているとの報道がありました。この報道を私、見ていただいて、こうなったこうして、こうなったらこの手を打つ、こうなったらこういうということがきっちりど段取り、順番に立ってやっているという報道だったんです。

中川村でも台風の接近、上陸に伴う洪水を対象とした避難勧告の発令に着目したタイムライン、すなわち防災行動計画が策定されています。このタイムラインには「平成29年1月31日制定 中川村天竜川水系 天竜川上流」との記載がありますので、恐らく国土交通省中部地方整備局の中の天竜川上流河川事務所が策定したものであろうというふうに推測されます。

このタイムラインという言葉が村民はどれだけ理解しているのか、このタイムラインとハザードマップ等の整合性を図った上で、災害時の時間ごとの対応を村内に周知徹底し、緊急時に防災に携わる人たちをフォローすべきというふうに思いますけれども、村の考えをお聞きしたいと思います。

○村 長 ご指摘のとおりだと思います。

ただ、住民の皆さんは、このタイムライン全てのことを覚える必要は恐らくないと思います。こういう状態が出たら避難行動を起こさない、起こしましょう、こういう指令——指令っていうか、避難指示があったらすぐ逃げましょう、できればその前に準備をしておきましょうとか、そういうことと、そのタイムラインは、区の関係機関、行政と管轄しております、今話のある天竜川上流河川事務所、あるいは天竜川ダム総合管理所と私どもの間、もしくは関係する地区の自主防災組織の長である総代さん、こういう皆さんの中で、役員さんの皆さんの中では、基本は、そのことは認識をしておかなければいけませんけれども、住民の皆さんが全部細かくそのことを知らなくても、基本だけは知っておく必要があるだろうと思っております。

小渋ダムにつきましては、異常降水時防災操作というのをを行う場合があるということで、今回といいますか、西日本豪雨災害のときに愛媛県の肱川で肱川上流の2つのダムで異常降水時防災操作を行い、下流が非常に洪水に見舞われた、結果的にというようなことであったわけでありまして、ただ、初めて私も聞いたんですが、天竜川ダム総合管理事務所からこのことについて案として示されておりますし、もう既に天竜川本線につきましては、このタイムライン、警報、こういう状態ではということも天竜川上流河川事務所のタイムラインとして私どものほうとの間では共通認識として持っておるところでございますので、今言った天竜川水系の洪水に対するタイムラインとあわせて、地域防災計画との整合を図り、広報を進めていき必要があると。

特に天竜川ダムの小渋ダムの放流時の関係につきましては、想定浸水区域に居住されている住民の皆さん、一番は渡場の地区の下段に、下の段に住んでいらっしゃる皆さんかなあと思っておりますが、こういう皆さんと関係する消防団員、団の皆さんと、ここら辺を中心にして、幹部といいますか、そういう関係者はきちんと認識を新たにしておく必要があるだろうというふうに思っておりますし、このことは、近々、示されたものについては、よく関係者で協議をして、こういうときにこうしようという合意を図っていくつもりでございます。

タイムラインが重要だということはご指摘のとおりであろうかというふうに思っております。

○2 番 (飯島 寛) 前向きなご回答をいただきましてありがたく思っております。ぜひ徹底していただきたいというふうに思っております。

以上をもちまして飯島の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議 長 これで飯島寛議員の一般質問を終わります。

次に4番 大原孝芳議員。

○4 番 (大原 孝芳) 私は2問の質問をしたいと思います。

まず1問目ですが、市民教育、主権者教育の実践についてということでございます。前段、この質問に至る経緯を話したいと思います。

8月の5日に県知事選が行われました。同時選挙として私たち議員の村会議員選挙も行われる予定でございましたが、定数ちょうどということで、無投票ということで投票は行われませんでした。そうしたときに、その後、住民の方、以前から言われていたわけでございますが、村選がここ3回連続して無投票であったと、そんなことが大きく言われてきましたし、今回も無投票であってはならないと、そんな動きがございまして、私たちも実際に選挙運動に入ったわけでございますが、結果としては無投票になったと、そんな経緯でございます。

また、県知事選の投票率につきましては、昨日も選挙の投票率が悪いというようなお話の質問もございましたが、村においては前回と同じような、知事選においては60.88%で、前回よりも若干よかったとあります。しかし、長野県下においては43.28%ですか、50%を切っている状態なんです。非常に、国政もそうなんです、50%を切っている投票率というのは、民主主義の中で選挙ってというのは最終的な一つの手段でございますが、非常にこれから先、危ぶまれるような状況かなと考えます。

しかし、中川村においては60.88%ということで、もし村議選が行われれば、もう少し70台とか80台とか、そんなような状況にはなるかと思っておりますが、中川村においてはそこそこ、住民の選挙という一つの民主主義のあらわし方については非常に大きくは懸念しないわけでございますが、全国においては、県内、村外においては、そんなような経緯でございます。

したがって、そういった原因というのは、とても投票率が低い、あるいは無投票になるということは、どこに起因するかということ私たちが議会としても考えてまいり

ました。私たちも研修の中で、なぜ無投票になってしまうか、あるいは議員のなり手がなぜこんなになぜ低いか、議員報酬が低いとか、いろんな問題があるわけですが、私は、やはり議会というものがよく住民の皆さん方に理解されていないということが大きな要因があると思います。それは、私たち議会の責任も重大でございます。それは、私たちも議会基本条例等をつくって、住民の皆さんにしっかり議会のあり方、またどんなようなことを改革しているかについても説明してきた経過がございますが、なかなか、出席していただける人数も限られますし、また、何ていうんですかね、どんどん人数が回数ごとに増えていくということもなく、また同じ方が多く見られるという、そういう経過でございます。

したがって、これからは、もし次のこういった機会において、住民の皆さんがしっかり議会のあり方、また主権者としての住民の皆さんが何をしなきゃいけないか、そういったことを再度学んでいただくことが重要かと思えます。したがって、まず学校教育の主権者の教育、それから成人されて社会教育、生涯学習において主権者としての行いというものはどうあるべきか、そんなことを質問をしてみたいと思えます。

まず最初に、8月5日に行われた県選において18歳から選挙権が与えられましたので、20歳未満の中川村の投票率の結果への感想をお伺いしたいと思います。

○村 長 県知事選挙において20歳未満の投票率の結果について、県全体で今集約はされておるのかなあというふうに思いますが、実は、ご質問いただいてから中川村の数値について、直近でございまして、そのものしか申しわけございません、手に入れておりませんので、その数字をもとに思うところを述べさせていただきます

有権者、中川村でございます。18歳が24人、19歳が44人で、投票者は18歳が12人、つまり投票率50%、19歳が13人、投票率29.5%であります。合計25人が投票したと、この2つを平均をしてみますと、率として投票率は36.7%であります。

18歳の高校生は半数が投票をいたしました。県知事選挙、これについて言うと、高校生なりに考えている数字かなというふうに思います。夏休み中でもありました。

19歳は、進学をして中川を離れている方がほとんどではないかというふうに思います。この数字は、ある程度納得できます。つまり、帰ってきてまで投票をすると、多くの方がここに住民票を置いている方がいますので、当然19歳44人というのはそういうことでありますけれども、この数字は納得できるというふうに思うところであります。

中川村の投票率が60.9%でありましたので、こういうことから見ると、県知事選挙が身近なものとして全体的には考えられていないのではないかという感想を持ちました。

村議会議員選挙が投票になったとして、県知事選挙の投票率は、有権者、二十以上の人の投票は上がるでしょう。しかし、高校生ですとか19歳の皆さんの数字が上がるかといえば、それはそうではないだろうというふうに思います。

一方で、高校では、選挙権の意味ですとか、投票が国政や県政等を問わず間接的に政治に参加することになるということの教育をしています。そういうふうに考えます

と、学校教育でやっていることが家庭で本当にできているんだろうかと、このことを私たちは一番考えなきゃいけないんじゃないかというふうに思います。

先ほど議員も主権者として何を学び何をなすべきかが重要じゃないかというふうにおっしゃいましたけど、経験のある我々がどうだったかということを考えてみますと、例えば私の娘について言いますと、しっかりはしてきておりません。家庭で親が少しづつ選挙の意味を語る環境ができるようになること、子どもと話をすることができるようになることが一番重要ではないかというふうに思うわけであります。つまり、私たち大人の力量といいますか、私たちは憲法で選挙によって人を選ぶ投票権を保障されております。この権利についての意識の深さがやはり、先ほど民主主義の最終的な形であるというふうにおっしゃいましたけれども、この権利についての意識の深さがやっぱり根本的に問われるんだろうなあというふうに思っております。

高校生について改めて言いますと、きちんと説明すれば納得をしてくるだろうというふうな認識であります。

○4 番 (大原 孝芳) 今回、二十未満ということで限定したわけですが、確かに中川村の中においては、就学したりしていなかったり、そういった事情もあると思うんですが、村長の今の話は、決して教育での主権者教育っていうのは必要じゃないという意味ではないと思うんですが、要は、つまり、私たちも確かに子どものころといわれれば、確かにそうなんですが、身近な中にそういった主権者という、自分たちが主権者であるということであったり、政治の仕組みとか、そういったことが、もし少しでも義務教育の中で理解していれば、親と子どもと話したり、そういった意味で深まっていくんじゃないかというようなことを前提に、ちょっと次の質問に入ってまいりたいと思えます。

学校での主権者教育についてということで、1)で、義務教育課程において主権者教育の重要性はどのように捉えているかということで、概論でも結構ですし、教育長の思いでもよろしいんですが、よろしくお願ひします。

○教育長 主権者教育が大切だというお話をいただいたところであります。

現在、中学校で社会科について、もたになっております中学校学習指導要領というものが、現在使われているものは平成20年に告示をされたものでありますけれども、その中の民主主義と政治参加というところでは、このように示しております。「民主政治の推進と公正な世論の形成や国民の政治参加との関連について考えさせる。その際、選挙の意味について考えさせる。」と、このようになっております。

選挙権が18歳になったわけですが、平成29年の3月に次の中学校学習指導要領、これが告示をされました。実際にこれが採択をされ、教科書として使用されるのは平成33年で、これからでありますけれども、そこでは、民主主義と政治参加について「民主主義の推進と公正な世論の形成や選挙など、国民の政治参加との関連について多面的、多角的に考察、構想し、表現すること。」というふうに、より主体的に学習するように求めています。

教科書でもって見ますと、中川村の現在小学校6年生が現在使っている教科書では

「選挙で投票することは、18歳以上の国民に認められており、国民が政治に参加するための大切な権利です。」このように書かれております。

また、小学校6年生は修学旅行で国会議事堂を見学し、その際、地元出身の議員さんからあいさつを受けることが多いわけですが、選挙の投票が大切であるという話を聞くことが多いというふうに思っております。

中学3年生で学んでいる公民の教科書では、現代の民主主義と社会の単元、政治参加と選挙というところで「民主主義を確かなものにするためには、私たち一人一人の積極的な政治参加が欠かせません。中でも重要なのが選挙です、」というふうに書かれておりまして、それに加えて、最近の投票率のこの表を示して、どうして若い人の投票率は低いんだろうというふうに教科書の中でも問いかけをして、それをもとに生徒たちが話し合うというような場面が設定されています。そうやって積極的に政治に参加していくことの大切さを述べております。

○4 番 (大原 孝芳) では、今の教育長の答えでございますが、非常に主権者教育っていうのは大事であるということと、また、指導要綱でもきちんと進めているように伺います。

それでは、今、そういう中でカリキュラムとして子どもたちがそういった勉強をされていくんですが、あれですかね、先生が黒板に書いて、教科書を見ながら、見たり、それから、実際に、例えば、まだ私の議員在任中では実現していないんですが、子どもたちが例えばここに来られてね、例えば国会議事堂は今見る機会がございますかね、例えば子どもたちがこの傍聴席に来られてね、この雰囲気を感じるとか、そういったこともなかったと思うんですが、やっぱりそういったようなこともできることではないかなと思ったり、それから、ことしの、私は、ある学校の小学校の先生からスケジュールを、議会のスケジュールを聞かれましたので、「いつ行ったらいいのか。」と言われましたのでお知らせしたいんですけど、実際に実現しなかったんですかね。恐らく非常に多忙っていうか、うまくカリキュラムを構成できなかったかと思うんですが、そういう中で、教科書で学んでいくことと、それから国会議事堂も非常にいいと思います。それから県議会もいいと思いますし、長野へ行くことがありますかね。それから、一番身近な議会っていうのはここですので、そういったところを見ていただいたりするっていうことが非常に大切じゃないかと思うんですが、そんなこともちょっと酌み取りながら、2)の、現場では実際にどういうふうにやっていきたいとか、やりたいけどできないとか、また今後の取り組みについての、もし方向がありましたらお聞かせ願いたいと思っております。

○教育長 ただいまご指摘いただいたように、小学校4年生では県議事堂を見学をして話を聞くという事が行われております。

中学3年生では、村の広報なかかわりに記載されておりますデータをもとにして、主に財政面から村政について生徒が考える時間を確保して授業をしております。

また、全学年で社会科で新聞をスクラップをする、そういう活動も行ってございまして、日常から国民、住民の一人として世の中の出来事に関心を持っていくようにとい

う取り組みをしておるといことでもあります。

それから、主権者教育ということで出されている、総務省のほうから文科省と出されております「私たちが拓く日本の未来」という副読本があるわけでありましてけれども、これは主に高校生を対象にして編集をされてございまして、中学では使用はしてございません。

昨年も本年も選挙があったわけでありましてけれども、その折に重ねて模擬投票を行って、1票の大切さを生徒自身が自覚できるような取り組みを中学のほうでは行っているということでもあります。

○4 番 (大原 孝芳) 実態はそういうことだということですが、例えば私が今申したように、例えば授業の一環として子どもたちがここへ、例えば中川村の議会に入ってきたことっていうのは余り過去にはないんですかね。それで、多分先生からはね、そんな要望がございますね、行ってみたいと、けど実現できなかったんですが、今後、教育委員会からも、そういったことを、時間が、もし先生方の時間がうまくとれば、子どもたちとの関係で、そんなようなことも、例えばこういうときに、例えばこういう緊張感っていうんですかね、どういうふうにして物事が決まってくとか、そういうのを見ていただくことが非常に主権者教育においては大事だと思うんですが、そこら辺は、これからちょっと先生方と相談していただけるとかっていうことは可能でしょうか。

○教育長 今まで実施をされたことはなかったわけでありましてけれども、今いただいたご意見をお聞きして、考えてまいりたいと思っております。

○村長 傍聴という格好になると思うんです。実際にこの議会の場合は議会運営で決められたルールに基づいてやりますから、どういう場面がいいかっていうと、例えば、私が思うにですよ、一般質問って非常に専門用語が飛び交ったり、非常に難しいので、例えばこうやって予算というのは決まるんだとか、あるいは補正予算、説明をして、議会議員の皆さんの質問があったりして、それで賛成をして決めていく、こういう過程を、もしかしたら切り取って、実は、そのためには結構準備が必要かと思っておりますけれども、実は、今回の予算っていうのはこういうふうに出て、今度はこういうことを今審議しております、この中心はこういうこととございますっていうことを生徒さんたちに概略を説明して、手順としてこういうふうになりますよということをやって、それを見てもらうっていうことができれば、これはこれで、また非常に一つ身近になることかなあというふうには、個人的には思っております。

○4 番 (大原 孝芳) 先生にもそんな要望がございましたのでね、ぜひお話をさせていただいて、もし準備が必要とすれば、我々が手伝えることがあれば一緒にやりますので、ぜひ子どもたちには積極的にこういうところを見ていただきたいと、そんなことをお伝えします。

続きまして、今、子どもたちとか、義務教育とか、高校とか、そういったところでは主権者教育っていうことなんですけど、我々は、だんだん成人していきますと、いろんな場面で政治というものを学ぶ機会がございます。

しかし、今回の、先ほど前段で申しましたように、一旦一番身近な村議会選挙等が発生しますと、なかなか候補になりたい方が出てこないっていう、このギャップを大きく感じるわけでございます。

したがって、もし住民の皆さんたちが本当に今の中川村のあり方、また国のあり方についていろんな考えを持たれて、その中で討議し、自分の意見をどうしてもそういうところの中で実現していきたいとか、そういったことがこれから無投票をなくしていく、議員報酬が少ないからなれないとか、それから若いからとか、いろんなハードルはたくさんあります。しかし、一番根本的に、今回10人の皆さんは、少なからず自分たちがこういったことを村政に生かしていきたい、自分はこういうふう考えて村を変えていきたいと必ず思っています。したがって、まず基本は、そういった気持ちをちゃんと住民の方が持っていて、そういったことが無投票をなくしていくというふうに私は考えております。

したがって、まず子どもさんたちはしっかり主権者教育をされています。しかし、成人した方たちがそこを、言葉は悪いんですけど、やっぱりさぼっちゃっていると、そんなような気がしてなりません。

したがって、社会教育における住民自治の推進の立場から、さまざまな市民教育が実践されて現在いると思いますが、今後、こういった住民の皆さんと行政との話し合い、今回全協でも、昨日も出ていましたが、第6次総合計画について住民をワークショップに入れていくとか、これはまさに住民が自分たちの村づくりと一緒に考えていくという、まさに、これが私は市民社会教育の中における市民教育だと思います。したがって、こうしたことを今後どんどん進めていくと、したがって議会においても当然そういったことはやっていかなきゃなりません。したがって、今議会としては議会基本条例によって懇談会をやっていますが、それ以上に、また住民との、例えば議員がいない地区がございます。そういうところへ出かけていってお話をしたり、そういった相当開かれたことをやっていかないと住民の皆さんたちはついて来られないと、来ていただけないと、そういうことを含めて、これからのそういった住民参加、開かれた議会、あるいは開かれた行政、そういったものを目指していかなくてはならないと思います。

そうした中で、社会教育の所管は教育委員会でございますので、私は公民館の役割っていうのが、例えば今やられている内容をとやかく言うわけではございませんが、しっかりいろんな、もう年間のスケジュールが出ていまして、しっかり、もう本当にやっていただいいていまして、私も以前、平和教育のことについても申しましたが、しっかりそこもやられている、そういう中で、これから将来、村をどういう村にしていかなきゃいけないかというようなことを考える公民館の役割も当然、現実、皆さんの体力・教養・文化面からスポーツ面から、いろいろやるわけでございますが、こういったことも公民館の役割としては大きいと思いますが、そこら辺についてはいかがでしょうか。

○教育長 公民館では、文化、体育、人権、男女共同参画等の各種の講座を開いて進めており

ます。

公民館本館の講座では、参加者が講座を例えば3回持ちますと、その次は自立をして独立して主体的に活動ができるようにというふうに進めておるところであります。

また、公民館分館の活動が重要というふうに考えまして、公民館の役員、分館の役員を集めて、集まっていたら研修会を行って、分館の自主的な講座が開催されるようにサポート等をしているところでもあります。

課題は、住民の自主的な活動の中心となる人材の確保が難しいという現状、それから講座への男性や若年層の参加が少ないということがあります。

今後の計画としましては、本館として、ただいま提起をしていただいたような、時代の変化に即応した内容を考慮しつつ、自主的・主体的活動や地域課題にかかわる講座等を開催していくとともに、分館役員育成のためのサポートを続けていきたいというふうに思います。

○4番 (大原 孝芳) 今、教育長すごくいい、いいことを話されたと思うけど、やっぱり分館では特に地域の課題って今言われましたよね。すごく大事なことだと思ひまして、やっぱり自治っていうのは、やっぱり自分たちでまずどうしたいかっていうことをね、まず意思表示していくっていうことが大事ですので、まず一番身近なところはやっぱり公民館であって、本当、もう公民館っていうのは少し、1地区じゃないもんですから、今、幾つも複合的にやるもんですから、非常に少し話が、予算も持っていますので、いろいろ取り組みやすいというのが現状かと思ひますので、ぜひ教育委員会としても、しっかりそういった面でサポートをしていただいて、本館は当然ちゃんとトップがいますが、分館においても分館長をしっかりサポートしていただいて、今のようなことに取り組めるように、まずお願いをしておきます。

続きまして④でございますが、全国では、教育というレベルを超えて模擬議会等を制度化し、参加者に実感して政治を学んでもらうことが実践されている。これは行政主導で行われることが多いが、議会としても重要課題と考え、行政とともに協議していく時期が来ていると思うということで質問させていただきます。

幾つか例を挙げましたが、つまり、私たち議員、私個人の意見なもんですから、議会として、合意として言っているわけではございませんが、まずいろんな、全国にはいろんなことをされているところがございます。例えば幾つか書いて、以前、村長にも申したことがあると思いますが、模擬議会って行って、実際に予算をつけさせて、それを消化させるとか、つまり、自分たちで言ったことを実際に実施するとか、思い切ったことをやっています。それは議会ではできないわけではございまして、行政が、もしそういうことをやろうとすればできるということで、実態としてございます。

それから、一番最後に書いたのは、女性議員を増やすために女性模擬議会を計画して、これは、あれですかね、議会が主導しているんですが、当然行政側にも協力してもらわないとできないもんですから、やるように今お聞きしています。つまり、実際にここへ来て女性議員が質問したり、例えばそういうことをやって、それに対して皆さんたちにも答えていただくとか、そんなようなことでございます。

したがって、今まで村の議会においては経験のないことでありますので、村長が「よし、やってみ。」と興味を示さなかったら本当に何の意味もないことなんです、これは村長にぜひ、こういったことが住民のそういった自治に対する考えを高揚させていくと、そういうふうに私は常日ごろ思っているんですが、こういった全国の例に倣って、すぐどうこうできるわけじゃないわけですが、こういった全国の例に倣って、すぐどうこうできるわけじゃないわけですが、多分議会としても当然何らかの形で取り組んでいかなきゃならない課題だと思っています。

村長、そこら辺については、何かこういうことを、いや、俺はちょっとこんなことはできないなっていう話か、やるべきであるとか、そこら辺のことをちょっとお聞きしたいと思いますが。

○村 長 9月議会で愛知県の新城市の若い者議会、このご質問をいただいて、私も調べて、まず、これ市長のまず姿勢が発端かなあということと、あわせて、たまたまその新城市にいた若い方が海外の若者と交流する機会があって、彼らは自分の国のことを誇らしく、しかも現状をきちんと述べられるにもかかわらず、何も答えられなかった、この自分が非常に情けなかったということから始まっておるかというふうに思っております。

また、山形県の遊佐町っていいですか、インターネットで調べたんですが、子ども議会については17年の長い経過があるようでありまして。この遊佐町は人口が1万人を超えておるところでありまして、遊佐高校、高校が1校ございます。そういう中で、中学生から高校生を、これを有権者にして本格的な議会活動を行っている、823人という数字が確か、私、覚えておりますけれども、有権者はそれだけで構成をされておることです。毎月、議会全員協議会を実施をし、少年議会の目指すというものもしっかりしております、民主主義とは何かを体験と実践の中で習得をする、こういうしっかりした目的を持っております。すごいなあと思ったんですが、ただ、最近の傾向として、やっぱり高校生は卒業するし、中学生もだんだん大きくなっていきますので、最近、子ども議会の中の町長と議員に立候補する方が最近はないというような問題も抱えておるようでありまして、彼らに議会に関心を持ってもらうにはどうしたらいいかっていうことも真剣に考えているようでありまして。それこそ私たちっていうか、中川村議会自信と同じことを子どもたちが実践をしておるということをインターネットでは感じました。

そういう形の中で、やることも本格的でありまして、提言もすごいことをしています。例えば外灯を増やしてほしい、何しろ暗いと思います。そういうところで実際に調べて声を拾い、有権者の声を広い、議会の中で議論をし、その決議を上げ、町長に対して外灯を増やしてほしいと、こういう、そのあれをやるわけですね、何ていいですか、要請、議会としてはこういう決議をしましたということをやっております。

また、電車通学の子どもが多いようでありまして、通学電車の時間帯、JR東日本にも、時間帯にもうちょっと本数を増やしてほしいとか、こういう時間帯にしてほしいってことです、帰りの時間も含めて、本数を増やしてもらうなどの要請をJR東日本本社に行って、改善も少ししておるということでありまして、要請を受ける

側も、もう真剣に、それこそ声として受けとめておるといところがすごいかなあというふうに思っております。

実際、今度は帰ります中川村ではどうかということではありますが、そのまま当てはめるといことではありませんけれども、こういうことを、遊佐町のようなことをやるとしたら、非常に今の中学校での取り組みとか、高校生はばらばらに、ここには高校がありませんので、いる中で、こういったことができるんだろうかという、非常に人数も少ないですし、非常に疑問に思うところではありますが、ただ、イベントとして、これはどちらにして扱おうと思っても無理だと思っておりますので、本当の意味で言ったら、長い年月をかけてこういうことをしていこうということを緻密に積み上げていく、呼びかけながら、そういう努力をするか、しないかだと思っておりますし、ある面では、南箕輪村で女性の模擬議会を始めようとしておるといことのものでありますので、お話を聞いておると、やっぱりこれは議会の問題じゃなくて村に対して投げかけられているのかなあという気もいたしますので、どちらにしても、こういうことをしたらどうかっていうことの場合には、議員の皆様にも相談をしないとこれはできませんのでということをごさいます、じゃあ本当にやるのかっていうことになりますけど、ちょっと今のところ、こういった要素といいますか、ちょっとすぐにはないんじゃないかなっていう考え方でおります。

○4 番 (大原 孝芳) 今、村長のお答えでは、なかなか難しいんじゃないかっていうことですが、方法はいろんなことがあるかと思いますが、中川村において、まず、やっぱり住民の皆さんに、きょうも、きのうは大勢傍聴に来ていただいていましたが、本当に来ていただいたり、関心を持っていただいたり、やっぱり自分の問題として考えていただけるような議会であつたり、行政との関係をしっかりと緊張感を持って見ていっていただくということを踏まえて、何らかの方法を議会としても、私が決めたわけじゃないので、私も議会の中でまた提案していきますので、また、もし具体的な案が出ましたら、ぜひ村長のほうも一緒になって考えていただきたいと思います。

では、続きまして防災訓練のあり方について質問いたします。

昨日から、きょうもそうなんですが、防災についての質問がたくさん出ました。9月1日が防災の日っていうこともありますし、また、ここ、ことしについては非常に災害が多かったということで、風水害、それから地震に加えて、いろんな問題が出てきたかと思えます。

私は、過去にも質問したことありますが、防災、まず訓練についてお聞きをしたいです。この質問についても、まず発端がございまして、①に書いたんですが、想定外の災害が全国で頻発して、防災訓練にも懸命に工夫を凝らす自治体が増えていくということで、新聞の記事を見ました。それで、一番近い近場で茅野市の例が出ていましたので、ちょっと一緒に書けばよかったんですが、ちょっと読ませていただきます。

茅野市のことしの防災訓練は9月2日、設定は午後7時、糸魚川静岡構造フォッサマグナを震源とする内陸性直下地震が発生、市内の震度は6か7、これだけを材

料に、どんな状況になるかを各職員がみずから考え、判断し、初動をする。震度7近くなると、道路は各所で寸断し、橋の入り口には大きな段差ができる。当然自動車は使えない。停電・通信途絶、家具の倒壊、けが、余震、火災。市役所にどうやって行くか、何を持っていくか、自宅で子どもがけがをしていたらどうするか、行く途中で家の下敷きになっている人を見かけたらどうするか、市役所に行ってまず何をするか、上司も同僚もいなかったらどうするかなど、多くの想定外を各職員が自分なりに想定しながら動いてみる。十数キロ離れた岡谷市に住む幹部は、自転車で茅野市役所に向かい、市長は自転車化バイクで駆けつける。マニュアルは全員が市役所にいる前提でつくっているから、その弱点について研究する。役所に行ったら誰もいなかったとき職員はどうするか。そういった日ごろからの心構え、現場では常に二者択一を迫られる。

こういった記事が出ました。

つまり、私たちは、訓練というのは、こういうことが想定されることを、想定されるだろうとすることをもって訓練をしているというのが現実じゃないでしょうか。

したがって、例えば私たち議会も防災の一つの会議を持てるようなことを条例で書かせていただきましたが、つまり、自分が被災したときには出てこれなかったり、当然あり得るわけなんです。しかし、机上の論理っていうのは、とにかく全員がその場ですぐ動けるようなことを考えがちだと思います。したがって、ずっと災害は起きてはならないわけでございますが、実際なつたときには、今我々が思っている以上のことが起きるんじゃないかっていうような立場で、こんな質問をしてみました。

したがって、今回、中川村では、昨日もお話があったんですが、2日の日に各地区の防災と一緒に、飯沼、美里ですかね、どこかサンアリーナのほうへ行ってやったっていうお話もございました。それから、町内では当然ほかの日にちにもやられているということなんです、防災訓練のあり方っていうものに対して、何か少しずついろいろ研究しながら、ことしはこういうことをやってみようとか、そういうようなことで進めてこられているかどうかっていうことと、また、今回は何か行うものについては、いろんな状況、全国の状況を見ながら、こういうことの特化してやろうとか、そういうような一つの戦略——戦略っていうことはないんですが、訓練に対する思いがあったんでしょうか。

○総務課長

それでは、訓練に関しましては総務課のほうからお答えをさせていただきます。

まず、ご質問の中で住民の皆さんが対象である訓練と役場の機能としての訓練という2点の視点があったかというふうに思います。

まず住民の皆さんを対象にした訓練ということでありますが、お話にありまして、9月2日を基準日としまして、地区によっては8月26日のところもありましたが、地区主体の防災訓練を行っております。

また、飯沼・美里地区を対象にした地域集中訓練というものも行ってあります。

いずれにしましても、この訓練は地震防災総合訓練という位置づけでありまして、昨今非常に洪水や土砂災害は、実は指定に入っていない訓練であります。

地震防災訓練ということではありますが、本年度は雨ということもありまして、従来行っていた消火訓練は行えなかったところが多かったと思いますけれども、集中訓練の場においては、上伊那広域消防や消防団の皆さんの指導をいただきまして、地震でするので、既に災害が起きているという想定での訓練です、救急車が近づけない場所でのけが人の搬出方法ですとか、ことしはAEDを実際を使って、さらに心肺蘇生法とあわせてやってみるといふ、そういう訓練を行うことができました。この点では、より実践に近いものだったかなというふうに思います。

もう1点の役場機能としての防災訓練につきましては、9月5日の日に早朝、職員の招集訓練、情報伝達訓練を行い、その後、これまでは役場庁舎の消火訓練のようなことを行うことが多かったのですけれども、村の防災計画の今見直しをしている最中ということがありまして、防災計画の中にそれぞれ職員がとるべき行動を記した部分がありまして、それを職員防災マニュアルというふうに実はまとめてあります。ただ、お話にありまして、どちらかという決まり切ったことが書いてあるという側面が多々ありまして、実際にこれで職員の行動が可能なのかどうかということ、まずそこをしっかりと見直そうということから、本年は各課単位で実際のマニュアルを再読して、実際にどこに問題があるのかということを見直そうということ、それぞれ行ったところでありまして、それを踏まえて今後の防災計画の見直しに反映させていく最初の取っかかりをやったということでありました。

以上であります。

○4 番

(大原 孝芳) 今のお話でわかったんですが、何ていうんですかね、やっぱり少し、茅野の場合についてのよう、そういうことはなかなか、想定した訓練はね、訓練はなかなかできていないっていうことだと思いますので、新聞に載るくらいなものですから、やっぱり少し、非常に何ていうんですか、前向き、何ていうんですかね、非常に現実味がある訓練じゃないかなと思います。

したがって、ぜひ、何ていうんですかね、やっぱりいろんなよその事例があったり、それから一番いいのは、実際に被災した、時間が過ぎてから被災したところの自治体のあたりのいろんなことをお聞きしたり、そういったことが一番、何ていうんですかね、学習できるんじゃないかなと思います。

あと、ちょっと次にまいります、ちょっとまた心配なのが、各地区において訓練実施を行っています。私、過去にもこういったことを質問したことがございますが、どうしても自主防災組織ですので、行政がああしろ、こうしろっていうことはなかなか言えないと思いますが、なかなか何ていうんですかね、余り、自分の地区のこともそうなんです、果たしてこういった訓練で対応し切れるかなあと思ったりはするんですが、かといって、じゃあ何をすればいいかっていうことじゃないんですが、防災倉庫をいろんなところで買っていたり、備品をそろえたり、いろんな、どんどん以前よりは、何ていうんですか、準備できていると思いますし、また、何ですか、何ですかね、マップづくり、確かにそれも当然できていますし、そして総代さんは1年ごとにかわっていくもんですから、一番リーダーは総代さんなんです、毎年どん

どんかわっていってしまうと、だから、訓練と、あと心の問題っていうんですかね、やっぱり総代さんも1年交代ですので、うまくどんどんどんつながっていけばいいんですが、なかなかちょっと、私はそこが心配で、年に1回は、ローテーションしていますから美里と今は飯沼でしたか、そういうふうに大きな訓練をしていることをやっていけば一巡して意識も高まっていくんでしょうけど、各地区の今の防災でいいのかなあと思ったりするんですが、これについては、行政としては把握もしないし、余り口出しもしないというような、そんなような状況でしょうか。

○村 長 　　ちょっとその前に、総務課長のほうでお答えをいたしますけど、実は、村では2011年の3月11日、東日本大震災に見舞われたことを受けて、その年でありますが、いきなり地震に遭ったと、昼間、私たちが仕事をしているときに大きな地震が起きたいと、じゃあ、そうしたときにどういうふうに我々は動くべきか、どういうふうに情報を集めて、どういう対処をしたらいいかということ、初めて、何ていいますか、専門家といえますかを入れて訓練をいたしました。もう慌ててしまって、次々に、どこかで崩れた、橋が落ちている、どこかで火事が起きた、何とかしてくれ、救急車をよこしてくれ、こういうふうな状況になってしまったらどうするんだという、情報は次々に入ってくる、じゃあどこに連絡をして、次にどういうふうに動けばいいかっていう、この訓練をしたんですが、実際にその場に遭うと何もできないということがわかりましたので、先ほどトータルでおっしゃるとおり、訓練っていうのは、訓練をやるための訓練、これも大事です。消火、小さな火災が起きたら消火器は早目にこうして使えばいい、これも大事なことだと思いますので、これはこれで価値があると思いますけれども、想定外のことも含めて我々は考えなきゃいけないし、まず、その第一として、まず、何ていいますか、仕事中や集まっていないときに地震が起きた、じゃあ職員を確認して、じゃあどういうふうにそこからこちらのほうに集まったりして、どういうふうに対処していくのか、それぞれの役割が、防災計画では行政の職員はこういう役割をするというふうに決められておりますので、本当にこれができるのかどうかっていうことを自分の身になって考えて、これをまとめて直していくのを今やっています。

それから、地区の訓練につきましては、総務課長のほうからまたどうだったかというふうにお答えをさせていただきますが、ちょっと私、一つだけ、日々の訓練って大事なんですけど、やっぱり一番大事なのは、皆さんとしてこういうときに、先ほどから質問があるとおり、いわゆる災害弱者という皆さんを、こういうときにはこういうふうに助け合いながら、1人も——1人もというか、取り残すことなく早目に避難をするっていう体制を、やっぱりお互いに、その地区地区で違いますから、まずそれを確認してもらってということが一番大事だろうというふうに思っております。日々集中して、じゃあこの日にとこういうことがあるとしたら、例えば、先ほどからも質問がありますとおおり、じゃあ全体の見直しをその機会にもやってもらうとか、そういうこともまたいいんじゃないかというふうに思っております。

　　ちょっと細かい具体的なことは、総務課長のほうでまた申し上げます。

○総務課長 　　各地区の訓練の実施結果につきましては、各地区での総括を経た後に今月18日までに報告をいただくようになっておりまして、実際にどのような訓練をしたかについては、詳細は承知をしておりますませんが、例年恐らくやらっておられることと同じメニューをこなされたのではないかというふうに想像はします。そんな中で、ことしは基準日の9月2日が雨天だったということがありまして、訓練に支障があったところもあったのかなあというふうに思います。

　　村長の話にもありましたが、消火器や消火栓を使った訓練につきましては、当然、標準メニューと申しますか、どこでもやらっておられるのかなあというふうに思いますし、防災の備品として新たに購入されたようなものの使い方の説明などもこの機会にされているというふうに工夫をされておるようであります。

　　これでいいのかというご意見もあります。地震防災訓練ということで申し上げてきておりますので、まず恐らく家屋が倒壊しているか、もしくは火災が発生しているか、いずれにしろ、もう逃げなければならないという状態が前提の訓練でありますので、マンネリかもしれませんが、消火訓練あるいは避難訓練等は、もう実際にやってみて、もう肌に、何ていいますか、体に身につけさせるしかないことだと思いますので、継続してやっていただくしかないかなというふうに思っております。

○4 番 (大原 孝芳) 　　地区の訓練で、消火器とか、それから実際に水を出してみると、それも当然必要だと思います。ただ、何ですか、私はやっぱり、そのリーダーっていうのがね、やっぱり災害時っていうのは、非常に、一番先に村長が言われた自助で自分で逃げていくっていうのが一番大事なんだろうけど、いろいろ集まってきたときに、やっぱりリーダーっていうのが、その中で、災害時にはそうした方の指導力によっていろんな安全率が上がっていくんじゃないかっていうような気がしています。

　　それで、これも以前言ったかもしれませんが、地区で、もし、いろいろ訓練の中で、そこら辺の訓練がもし限界——限界っていうんですかね、それ以上余り、やるのがそれぐらいかなというふうなお話もあるとしたら、やっぱり人を育てるっていうことも私は大事かと思えます。ですので、ちょっと質問にはしていませんでしたが、総代会等で、もし、誰ができるかはちょっとわからないですけど、1年ごとにどんどんどん総代さんがかわっていってしまうもんですから、やっぱりリーダーを育てるっていう意味ではね、地区に1人ぐらいそういった、消防団もいらっしゃいますが、やっぱり消防団イコール全てリーダーになれるわけではございませんので、やっぱりそういった人の教育なんかもね、もしそういう機会があれば、ぜひ、何ですかね、私、どういう教育、研修所があるかわかりません、言えませんが、もしそういう機会があれば、ぜひ、そういった人を育てるっていうこともね、一緒に訓練の中で進めていただけると、より住民も安心するんじゃないかなっていうことをちょっとつけ加えさせていただきます。ちょっと質問にしていませんでしたので、すみません。

　　最後になりますが、今後、全国でいろんな災害の事例もございまして、防災対策があるわけですが、これは、あれですかね、やっぱり村としてもどんどん、何ですか、日々いろんな想定外が出てきたり、いろんなことが出てくるもんですから大変でしょ

うが、そういったことを、もうどんどん検討しながら、毎年、ことしはこういう訓練にしようとか、防災計画も今練り直しをされているそうですので、もうどんどん、きのうの質問もそうなんですが、国で言う指針であったり、そういうところの指針に従ってやっているんでしょ、やっぱり実態に合わせてどんどん、村の住民の安全を守るために、そういったことを見直ししたり、前向きに防災減災、そういったものに取り組んでいただけるっていうことではあるでしょうが、そこら辺の考え方を最後にお願ひしたいと思ひますが。

○村長 昨日からのいろんな議員さんのご質問にもお答えをしたり、やっぱりここが課題だなあという自分たちで私どもも思うところもあります。それは、一つには、やはり、いざ何かあったときは、もちろん自主防災組織である地区自身がどういふに地区の人たちの安全を確保するか、それは、とりもなおさず、やっぱり自分を助け、お互いを助けるっていうことだと思ひます。そういうところに対し、いざ発災をした、じゃあ、そこの避難している人たちに対してどういふ支援ができるのか、行政はスムーズに何をしなきゃいけないのか、急に来た地震のあったときには我々はどうやって動くべきか、こういったことをやはり考えていくときに、地区はいいんですけど、我々自身の、やっぱり今、動きが問題にされるんだらうというふうに思ひますので、これは一つ、先ほどお答えしましたとおり、防災計画、これの見直しをしながら、実際、我々の限られた人員でどういふことをしていかなきゃいけないのかっていうあたりから、まず見直しをするということをしていくつもりでございます。

○総務課長 私のほうからは地区の防災訓練のあり方ということでお話をさせていただきたいと思ひますが、ことしは基準日が雨だったということがありまして予定されたメニューができなかったというふうに申し上げましたが、今後は、そういった天候にかかわらずできるような、ある種、座学になってもよいのでやったほうがよいのかなというふうに感じております。

改めて別の期日等を設定するというのも、ある意味9月1日という日がなじんでいる、地域の中でもある種の年中行事化しているということがあるので、参加のしやすさから言えば、逆にそれを利用して、その機会を捉えるというやり方も一つ考え方としてはあるんじゃないかというふうに思ひています。

また、逆に、その時期にとらわれずに、いわゆる地震防災訓練とは申し上げましたが、災害は、もうむしろ土砂災害や洪水のほうが身につまされる事例となってきましたので、むしろ、このハザードマップなどを題材に、本当に実際どう避難しましょうかというようなお話をさせていただくような機会を持つことが大事かなあというふうに思ひます。改めてが難しければ、支え合いの地域づくり懇談会で、少し長くなるかもしれませんが、そういった場を捉えながらでもやり方はあるのかなあと思ひますが、そういった見直しは必要なのというふうに思ひしております。

○4番 (大原 孝芳) 以上で質問を終わります。

○議長 これで大原孝芳議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午前11時とします。

[午前10時48分 休憩]

[午前11時00分 再開]

○議長 会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

7番 桂川雅信議員。

○7番 (桂川 雅信) 一般質問通告書に基づきまして質問いたします。

私の質問、大きく3つありますけれども、最初は地区要望の判断基準についてというふうに書いておりますが、正確には地区要望の取り扱いについてというふうに書いたほうがよかつたかなというふうに考えております。

毎年度、村内各地から提出される要望書の取り扱いについてというふうに書いてありますけれども、実はこれ、私の個人的な体験もありまして、かつて現場に1年ほど出たことがありまして、そのときに年間200~300件の陳情を受けていたことがあります。そのときに、その陳情を処理するために若い人たちに現場に行ってもらわなければならない、それを整理しながら、この問題を解決するにはどうすればいいかということ、それを処理するということ、同時に行っていたわけですが、処理する際に、やはり判断基準が何らか必要であるということで、ここに書きまして災害危険度ですとか事故の発生の危険度ですとか、あるいは公害の発生予測ですとか、そういったものを一応幾つかの判断基準にして、そのほかは、行政ですので予算の処理の問題もありますから、幾つか含みながら判断基準をつくっていたことがあります。実は、この判断基準をつくってみて気がついたのですが、陳情の中には非常にシビアなアクシデントにつながるような問題が実は潜んでおりまして、これに気がついたときに、実は、こういう判断基準をきちんとつくっておいて、記録に残しておくということが行政にとっては大変重要であるということに気づきました。

もう一つ大事なことは、住民からのそういった要望そのものが地域の安全を守っていく上で非常に重要な情報提供であるということに気づきました。翻って全国の国土の保全という立場から見ると、地域の人たちに恐らく頼らなければ、国土の保全っていうのは、私はあり得ないんじゃないかなというふうに思ひしております。最近も災害の情報がたくさん出ておりますけれども、例えば堤防が破堤するとか、あるいはため池の堤防も破堤するとか、道路が大きな陥没をして被害が出るとかっていうのは、たまにニュースになりますけれども、実は、こういう被害の前兆現象っていうのが実は地域にありまして、そういった前兆現象をどうやって捉えるかというのも災害を予防する上では非常に重要なテーマになっています。ですので、地区要望を単なる陳情として受け取るだけではなくて、そういった災害や事故を未然に防止する一つのテーマとして取り上げていったらどうかというのが私の一つの提案の趣旨であります。

恐らく今役場のほうでは、私が書いたような優先順位とまでは言わなくても、ある程度の優先の判断、優先順位の判断はされていると思ひます。私が申し上げたいのは、ある程度の客観的な判断基準を設けておいて、それを地域に一旦お返しするという

キャッチボールが私は必要ではないかなというふうに感じています。

最近、たまたま議員になったもんですから、地区の中のいろんな状態を聞いて回りました。どうも聞いたところによると、本年度は地区要望が出ておりませんでした。去年は出たようです。私が非常に危惧するのは、地域の人たちが自分たちの地域に関心を払わなくなるということが私は非常にまずい状況になるんじゃないかなと思っています。むしろ地区の要望、あるいは住民の人たちから「いや、ここはこうなっているから何とかして。」とかという、そういう要望が絶えず上がってくるということは、私、非常によいことだというふうに思っています。むしろ、そういう要望が出たときに、行政としてそれをきちんと受けとめてキャッチボールする「いや、これはこういう状況ですので、こうやって処理しました。」あるいは「予算がこれこれですので来年度に回します。」といったようなキャッチボールがあって、そうすると住民の側からも、次にもう一回、あるいは地域の中でもう一回見てみて、何か不都合があれば提案をするということが繰り返されていくと思います。

地域の安全を保障していくのは、行政のパトロールだけでは、私は非常に不十分だというふうに思っています。ですので、住民の目を借りて地域の安全を守っていくということも私は & りますので、ぜひ、この点についての村長のお考え、てよっと伺いたいと思います。

○村 長 地区からの改良、あるいは改善、道路、水路、河川、こういったことに関しては、議員がおっしゃるとおり、地区にあるそれぞれ独特の問題かと思いますが、こういったことに関しては、議員がおっしゃるとおり、地区にあるそれぞれ独特の問題かというのが一番であります。あるいは、詰まって溢れて家の近辺が水浸しになってしまったとか、そういうこともあるわけありますので、これは、現象としては議員のおっしゃるとおりですから、地区から、地区の皆さんに関心を持っていただく、行政側として目が行き届かないところを積極的に上げてもらうということが、これはお互いの問題を私たちも認識していく一つの手段だと思っておりますので、今後とも、まず、ありようとなれば、地区からの要望、こういったものはしっかり出していただければというふうに思っております。

直したり、毎年、地区のほうから要望を出していただいて、私ども、その箇所と写真 d 0 総代さん、代さん、土木部長さん、こういった皆さんとやりとりをいただきます。そういう中で必ず現場と確認をさせていただいて、その挙句に、これはすぐ直す必要があるということになった暁には、これは補正予算等で対応させてもらうということもやっておりますので、ただし、これは村としてやらなければいけないという場合でございますので、ちょっとそこそこはご理解をいただきたいと思っております。

特に道路の陥没、こういったものにつきましては、地区から上がってこないと私どもはわかりませんので、これについては重大な事故につながります。車のタイヤがパンクしても困りますし、バイクですとか人が歩いていて暗いときに落ち込んだりしたら大変なことになりますから、これはすぐ直すようにいたしますし、上がってきてお

りますのは、きのうもいろんなところで国県管理の河川の浚渫はどうなっているのかというふうな話もありましたが、これはなかなか実現しにくいところでございます。ただし、村の管理しております普通河川ですとか準用河川、こういったところの浚渫につきましては、実は、私、去年、要望を受けまして補正予算で、新年度でしたっけ、ある地区の河川の浚渫はことしいたしました。ですので、こういうこともぜひ上げていただくということと、決して村は、これはできないというふうに後回しにしておるわけではなくて、そこところは、やっぱり住民のところから見て、どうもこれは危険だというふうな判断したとき、お互いの認識として、それは直していくということでございますので、村としては、そんな考え方でおります。

今のやり方、地区から上がってきて、現場を見て直す、あるいはこれは来年、後回しにさせていただく、あるいは協働の力でもって、よくあります農地水事業を使っているだけで、水路は自分たちで直していただけないとか、そういう交渉とかやりとりはありますけれども、行政の今のやっておる取り組みに、とりわけ今問題があるというふうには考えておりませんが、優先順位の決定は、いずれにしても決定をして、いずれにしても順位をつけてやらざるを得ない場合がございますので、こういった場合には地区の皆さんに、じゃあ「これはこういう理由でできませんよ。だから、もうちょっとこれは待っていただきたい。」「これは当面危険と判断しておりません。ほかの方法で何とかできませんか。」こういったことは地元にお返しをしながら、納得した上でやる、あるいは来年度以降に回す、こういった意味で透明性を高める工夫はこれからもしていくつもりでございます。

○7 番 (桂川 雅信) 今、村長が言われたように、地区要望に対する、地区だけではない (桂川 雅信) 今、村長が言われたように、地区要望に対する、地区だけではないということは、私は必要だと思っております。ただ、そののときに住民の皆さんとキャッチボールがきちんとできるかどうかというのは、私は今後大事なことだというふうに思っています。つまり、住民の側から見ると、自分たちが出した要望について行政がどう判断をしてどういう回答をするのか、そのやりとりが実は非常に大事だというふうに私は思っております、これがなくなると、結局「出してもしょうがねえや。」っていう話になるわけで、ちょっと私が危惧しているのは、住民の側からの要望が出なくなったとき、どう判断するなんですよ。それは本当に何も地域に問題がないのか、それとも、もう諦めてしまったのか、後者であると私は実は大きな問題だと思っております。本当は地域には問題があるのに、実は地域の皆さんは見ているのに、それをもう言わずにいるということになってしまうと、大きな問題をそのまま見過ごしていく可能性は私はあるというふうに思いますので、ぜひ、そのキャッチボールをきちんと行政の側も自覚的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

私の要望の続きで2番目に移りたいと思います。

2番目は、昨日来ずっと災害問題について、防災問題について触れられておりますので、私はできるだけ、それほどたくさんしゃべらずに行こうと思っておりますけれども、一番最初に、私、今回のテーマに書いておりますが、災害時に犠牲者を1人も出さな

い対策というふうに書きました。ちょっとショッキングなテーマかもしれませんが、災害は必ず来ると思います。もう、これは地震にしても豪雨災害にしても、必ず中川村を襲ってくるでしょう。ただ、そときに犠牲者が出るか出ないかというのは非常に大きな、その後の復興にとっても大きな問題になると思います。犠牲者が出ると村の復興は非常に足踏みしてしまいますし、人口減少に歯どめがかからなくなる可能性もあります。そういう目で見ると、犠牲者の1人も出さないというのは大きなテーマとして私は持つておく必要があると思っています。

私自身は、全国の災害現場、結構歩いてまいりました。主に雨ですけれども、地震の現場も実は行ってまいりました。結局、被害者を出さないためにどうすればいいかといいますと、最終的には、今回の西日本豪雨災害で皆さん見ておられると思いますが、避難していないということなんです。それから、避難に当たって行政が適切な指導をしていなかった、この2つの問題で犠牲者が出ているというのが圧倒的に上っています。今回の西日本豪雨災害でも、ある地域の行政の担当者が「想定外の雨だった。」というふうに語ったのを私はテレビで見えておりました。とんでもない間違いですよ。全国で今、ハザードマップはほとんど作成されています。ハザードマップというのは、ある一定の降雨量以上になれば浸水は起こるし、あるいは土砂災害が起こるということを想定してつくられた地図です。その想定されたマップのとおりほとんどの災害が起こっています。今回も。真備町もそうです。それから、その他の土砂災害が起きた、特に広島なんかは7割以上が土砂災害警戒区域に指定されている所です。つまり、そういうところから考えれば、あの雨の、あれだけの雨が降れば当然想定されるべきであって、想定外の雨だったからあの被害になったということは絶対あり得ない。むしろハザードマップをどうやって生かすかということが行政と住民にとって大きな課題になっているんじゃないかというふうに私は考えています。

私は、今回は質問といいますよりも、私の提案を8項目書きました。行政として、ぜひ対応していただきたいというふうに思っております。

ちょっと読み上げますが、1番「ハザードマップの意義と気象情報の関連を行政職員と地域住民が学ぶ機会をセットし、どのような状況なときにどう行動するか、啓発と行動計画づくりを行う。また、行動計画づくりに当たっては、避難弱者に対する計画づくりに至急取りかかり、毎年これらの計画を見直すようにする。」実は、これは次の3番ともちょっとつながっておりますが、ハザードマップの意義については、住民の皆さんはほとんど余りよく御存じない方もいらっしゃる、私は、行政がなぜこういうマップをつくったのかということ、ぜひ住民の皆さんによく知っていただく、それと、災害が起きるときには、これはほぼ起きますよという、そういう事態がいつか来るということを住民の皆さんによく知っていただく必要があると思います。

先日の西日本豪雨災害のときに避難をしなかった方々の多くの意識の中には正常性バイアスというのがあるというふうに言われています。つまり、自分のところだけは大丈夫という感覚が広く蔓延しているということが言われていました。私は、中川村もそうではないかなという感じはかなり持っております。三六災害以降、数々の対応

がとられました。砂防堰堤もでき、小渋ダムもでき、いろいろな、天竜川にしても堤防のかさ上げもされました。いろいろな形での防災対策は進みました。そのおかげで、三六災害以降、目立った大きな、58年災害はありますけれども、それほど大きな災害には見舞われていない。あれからもう57年たっていますけれども、私たちの意識の中にもう大丈夫という意識はないのかと言われれば、多分住んでいるものが相当あるのではないかなと思います。気象庁が土砂災害警戒情報を出しても「いや、うちは大丈夫だ。」という意識は、恐らくかなりの部分には沈殿していると思います。こういう沈殿した意識を改革するのは何かというと、これは知の力です。意識を啓発する。住民の皆さんに今はこういう事態なんだよということをよく知っていただくことが必要です。

よく気象庁が「今までに経験したことのないような危険な雨が降ります。」っていうふうに言います。今までに経験したことのないような雨を意識できると思いますか。いや、意識できないんです。つまり、自分たちが経験していないことを自覚することってできないんですよね。これは非常に難しいテーマで、気象庁は今、頻繁に表現の仕方を変えています、「危険ですから自分の命を救うためにすぐ移動してください。」っていうNHKの報道も今始まりました。ただ、それに応えていくためには、住民自身が今どういう危機的な状態にあるかということ、自覚しないとけない。その自覚はどうやって呼び覚ますかっていうと、啓発しかないんです。今どうやって、どういう状態にあるかということ、今自分がどういう危険な状態にあるかということを知ってもらわなきゃいけない。それは啓発、教育しかないと思います。ぜひ、このところに一歩踏み込んでいただきたいというふうに私は思っています。

2番は、もうここに書いたとおりですので省略します。

3番「気象庁の大雨洪水警報や土砂災害警戒情報を入手した際に行政と住民が降雨データをもとに行動できる体制を整えておく、」今言った話の続きなんですが、土砂災害の発生確率は降雨量履歴第3位以内、特に履歴第1位の更新時には確率が非常に高くなっています。人身事故、つまり被害者が、犠牲者が出る確率というのは、特にこの履歴第1位以上になったとき、更新されるときには非常に高くなっています。これは、もう気象庁のデータ、国土交通省のデータではっきりあらわれています。ですので、このことは、ぜひ行政と住民がはっきり理解していただきたい。私たちの地域の履歴第1位って何mmなのか。飯田観測所の記録では、24時間降雨量の履歴第1位は354.4mmです。これは三六災害なんです。これより第2位がぐっと下がって220mmぐらい、第3位が191mm、つまり、2位と3位と第1位とでは極端に差があります。しかも、この履歴第1位の330mmぐらいの雨というのは、飯田の観測所120年の履歴の中でここだけなんです。このときだけなんです。つまり、私たちの人々の経験からいうと、経験していない雨量が三六災害のときに降っているんですね。そのことを人々にやっぱり知っていただく、経験していない雨が実は突然来る、このことを知っていただくということと、履歴第1位の雨の更新というのは必ず来る。もう、すぐ隣の御嶽では、御嶽山では、ことしの7月の西日本豪雨の際に720mmになっていますよね、

24時間雨量で。つまり、もうすぐそばまで危険が迫っているっていうことを皆さんに知っていただかなきゃいけない。

昨日も松村議員が次元の違う雨が今は降っているというふうに言われていましたけれども、まさに次元の違う雨がこの10年以上降り続いています。もう20年近く前になりますけれども、山口県で土砂災害が起きたときの県の報告書にも似たようなことがもう既に書かれています。これからの雨は異常な大雨になるということがもう想定されている。気象庁の研究所は、90年代に地球温暖化によってもものすごい豪雨が来るということも想定しています。スーパー台風についても想定しています。この間の台風21号のときに風速40m50mって大騒ぎになりましたけれども、今気象庁が予想しているスーパー台風は風速60m以上です。風速80mも予想しています。いずれこういう事態になるでしょう。こういうときに私たちがどういう対応をするかということは今から考えておかなきゃならないということであります。雨も同じです。同じように、もう24時間雨量がこの履歴第1位の倍以上の雨になるということは想定しておかなければならない。昨日、村長が600mmぐらいの雨が降ったときも、どうなるかわからないというふうにおっしゃっていましたが、これは想定外ではなくて想定内としていただきたいということです。

ちょっと後にも続きますので読み上げます。

4番「土砂災害（特別）計画域内や直下に地区集会所など緊急避難施設がある場合は、2次被害を避けるための避難経路と避難施設の確保を検討する。」私、きのうもこの話は議論あったので、村長は、ちょっと、もうどうしようもないみたいな発言をされていましたが、私は、そうではなくて、今すぐやらなきゃいけないのは小和田の集会所です。その他のところとは分けていただきたいと思いますが、土石流の扇の範囲の中に入っている場合と、急傾斜地やその他の土砂災害のレッドゾーンのすぐ真下に集会所がある場合とは、ちょっと分けて考えていただいたほうがいいと思う。すぐやらなければならぬところと、もうちょっと長い目で見て対策を考えると分けていただいたほうがいいと私は思います。扇の中の範囲に入っている場合は土石流の範囲ですので、土石流は流れてくるときには真っすぐ落ちてきますから、水路に沿って、沢に沿って真っすぐ落ちてきますので、沢のかなり広い範囲を危険範囲にあれば入れてありますから、その扇の中に入っているから危険ということではなくて、集会所ですよ、すぐ真下にある、集会所のあるところについては先に検討していただいたほうがいいんじゃないかなというふうに思っています。

それから5番「砂防堰堤や小渋ダムに過度な期待をしない。豪雨の際にはこれらの施設は機能しないこともあることを念頭に行動する計画を立てる。特に小渋ダムが緊急放流を行う間際になって情報伝達があっても、」これはもう、きのうからのお話に出ているとおりで、後に書いてありますが、「夜間に緊急放流が実施されることが予想される場合は、空振りを恐れずに早期の情報伝達の仕組みを確立しておく。」実は、この件については、小渋ダムの管理者とヒアリングを行いました。私、出かけていて。実は、肱川の事例のこともありましたけれども、実は肱川に、私、何度も調査に

行ったことがありましたので、肱川のダムのお話を取り上げて向こうの方とお話したときに、同じ意識を持っておられました。もう今となっては、緊急放流の事態を想定外といいますか、ほとんどないだろうなという意識で、やっぱり持っておられたそうです。「でも、この間の緊急放流があって、肱川の下流で大災害が起きたいということをもって、実は、もう自分たちも想定内として考えざるを得なくなっている。」と、「国交省としてもこの議論に今入っている。」というふうにおっしゃってました。もう一つ、私、そこで申し上げたのは、夜間、この間の肱川がそうだったんですが、夜間に緊急放流を行う可能性が出たときにどうするかという問題をもう少し真剣に考えてほしいということをお話しました。今は、現状では3時間前に緊急放流の連絡が来ることになっていますが、3時間前が夜中のときどうするのかということ、この間、その担当の方とお話しました。やっぱりそのことを大変気にされておりました。緊急放流する際には、中部地建にとりあえず伺いをとらんといかんということになりますので、かなり早い時期に小渋ダムのダム統監のほうも連絡をとり合わなきゃいけないということになるので「非常に難しい議論になるけれども、でも、これはやらんといかんでしょね。」ということはお話されておりましたので、ぜひ、これは村としてもダム統監ともう少し綿密な議論をしていただきたいと思っています。夜、夜間、緊急放流が起こる可能性っていうのは、僕はゼロではないと思っています。もう実例があるわけですから、このことに至急取り組んでいただきたいというふうに思っています。

先ほど申し上げておりましたが、ダムも砂防堰堤も、実は長い間、私たちの安全を守ってくれる重要な施設でありました。私もそう思っていますし、土木技術屋としては、そう思って施設をつくってまいりましたが、今となっては非常に忸怩たる思いがあります。それは、もう3・11のときにそれを思ったんですが、私たちがつくったものは100%安全ではないということでもあります。これ、実は、先日の西日本豪雨の際に広島県知事が、やっぱり同じようなことを新聞インタビューで答えていました。「あれだけきちんと立派な砂防堰堤をつくったのに、吹っ飛ばされてしまった。自然の猛威というのは、もう予想外だ。」というふうにインタビューに答えていました。私もそうだと思います。もう技術の世界では考えられないようなことが、実は今、実際に起こっているということですので、こういうことを念頭に置いて私たちは災害対策をしなくちゃいけないというふうに考えております。

6番「ハザードマップの再点検を定期的に行う。」これは、もう必要なことだと思います。

それから、「土砂災害の要因となる地下水の挙動を住民自身の目で確認するため、地区ごとに湧水マップを作成する。」私は、実はこれ、以前からこのことは考えておりました。議員になる前から地域で湧水マップをつくらうという活動はやろうと思っていました。実は、松川ではちょっとやりました。これ、別の研究会をつくって、まちづくり研究会というところで湧水マップをつくりました。ただ、これはどういう意識があったかといいますと、実は災害対策です。湧水の出るところは、実は土砂災害の危険区域でもあります。辰野町では既にこういうことをやっている方々、グループ

があるそうです。それも、もちろん土砂災害を念頭に置いて湧水マップをつくっているという事例があるというふうに信毎の記事に出ておりましたので、ぜひ、こういうところと連絡をとって湧水マップづくりに進んでいきたいというふうに思っていますが、ぜひ、これは行政のほうのお力添えもいただきたいというふうに思っています。

8番目、これはちょっと提案なんです、土砂災害、特に土石流警戒区域の谷頭部、源頭部で試験的に地下水の揚水試験を行えないか。降雨時の地下水の挙動を測定して、その効果を観察することができれば、実は、この結果が良好であれば土石流対策に非常に有効になるというふうに思っております。予算の措置も必要になりますので、モデル事業として提案するならば、大学の先生方と共同で実証試験を行ってやるという手も私はあるんじゃないかなと思います。防災事業としてはモデル事業になりますので、できれば、国を説得するようなテーマであるんじゃないかなと思います。

この問題について、ちょっと私の提案についてご回答をお願いします。

○村 長 8点について、ご自身のご経験も含めてお話しをいただきました。まずお答えをさせていただきます。

ハザードマップの示している意味、このことを住民の皆さんに理解をしていただく、このために、やっぱり配っただけじゃだめだろうというふうに思っていますので、地区ごと説明に出向いていくことを考えます。

それから、災害時の助け合いマップと申しますか、先ほどの2番議員のご質問にもありましたが、このことが地区役員と時々の組長の理解から、さらに全ての地区の人の共通の認識となるように、今のある取り組みを少しずつ改善しながら、あわせて充実したものにしていく、これにつきましては行政もかかわっていききたい、こんなふうに思っております。西日本豪雨災害の中では「うちの所は大丈夫だと思った。」というところが、確かに私も聞きました。そしたら、そこが洪水に見舞われたりということでもありますので、想定外ということも当然想定をしなければいけないことであるというのが今の世の中かと思っております。

特に3点目の降雨履歴を例にしてお話しをいただきましたけれども、三六災害のデータが過去の120年間の中で最大であると、24時間雨量354.4mmということでありましたが、昨日の5番議員の一般質問の中で、天竜川の洪水想定、どのぐらいにしているのかというお話もありました。48時間で605mmという中では、天竜川流域は全て水没することになります。仮に、このことが想定外ではなくて、やはり、もう現実には起き得るということも含めて話を皆さんにしていかなければいけませんけれども、感覚として24時間雨量が200mmを越えたら危ないんだということ、避難をもっと考えられるような機会を、まず地区の皆さんにしっかり持ってもらうということもあわせて宣伝をしていきたい——宣伝というか、お話しをしていく機会を考えております。ポイントは、やっぱり、その中では行政が出す避難の早目の避難、この促し行動にあるんだということを知っていただくということを考えております。

それから、5点目の天竜川ダム総合管理事務所と異常降水時の防災操作はどうかというお話があったわけでありましてけれども、確かに伝達をすることが、3時間

前には連絡をいただくことになっておりますけれども、夜間になる場合もありますので、事前の周知を住民の皆さんにいかにしていくかということが課題になるというふうに思っております。したがって、まず天竜川ダム総合管理事務所から示されましたタイムラインについては、きちんと事前通知も含めて、夜間の場合どうしようかっていうことも含めて、特に問題になるのは、先ほどから申し上げておるとおり渡場地区の下段に住んでいらっしゃる皆さんですので、こういう皆さんとも認識を共通に持ってもらうように早目の取り組みをいたします。

ハザードマップの再点検もお話しをいただきました。具体的には、どうも小和田と申しますか、レッドゾーンの真下にあるところが危ないと、特に小和田の集会所という指摘もいただきましたので、これについては、もう少し中でも共有して議論をしていきたいというふうに思っております。

それから、7点目の指摘の湧き水の濁り、これが異常に濁ったり異常に多くなったりすることの現象が土砂崩落の予兆になっているという指摘をしていただいておりますので、このことにつきましては辰野町の実態を調査した上で、村としての取り組みができるかどうかを考えていききたいと思っております。特に、中川村は集落が段丘涯の下に発達しております。これは片桐、特に片桐の特徴でありますので、こういった点は、ちょっとしっかり認識をしながら、このことについてはご指摘もあわせて研究をして考えていききたいと思っております。

それから、最後に8点目の八幡沢の上流のお話です。ちょうど西原のブドウ団地があるところでありまして、個人的には、西原のブドウ団地の横に、昔、赤ソバをつくっていたときに駐車場にしていた畑があるんです。駐車場って、舗装して駐車場じゃなくて、木のチップを敷いて、それでまた今は農地の戻しておりますので問題はないんですが、そこがどうも地下水が高いっていう話は、私も近くの人から聞いて「え、そうなのかなあ。」と思ったことがあります。ただ、このことを調査をすると非常に費用もかかるでしょうから、今ありましており、私は、逆の意味で、実は、ブドウっていうところ、ブドウってかん水も必要なんだっていうことは言われていまして、もし仮に、そういう意味で調査をして、なおかつ水が出て、これがうまく、もしかしてですよ、補助事業、農林の補助事業っていうことなんです、かん水にも使えるっていうことがあるならば、これは一つおもしろ方法だなと思って、考えていきたいなどは思っておりますが、いずれにしても費用がかかる話ですので、ちょっとこれは、頭の隅にとということだけは、ちょっと入れておきたいという段階でございます。

○7 番 (桂川 雅信) 実は、今の8番目の提案は、私は、実は別の地域、地区で、別の市で、土砂災害特別警戒区域のある上段が開発にかかっておりまして、その地域の方々から相談を受けたことがあります。そこで提案したのが、実は、上段部分の地下水をくみ上げるという提案をしています。つまり、土砂災害が起こらない工夫をすればいいわけですし、土砂災害が起こる原因となっているのは、当然土壌中の雨水、地下水ですので、地下水がなくなれば土砂災害そのものはほとんどなくなります。ゼロにはなりませんけれども、ほとんど減少しますので、地下水を下げるといって提案をちょっ

としたことがあります。それは、実は、これからお話しする盛り土の問題もそうなんです。地下水が土砂災害の大きな要因になっておりますので、そいつをどうやって対応するかということで、この8番目の提案をしました。たまたま西原のブドウ園がありましたので、むしろ、ここで予算をとるのであれば、私も農業関係のほうで予算をとって、用水として利用するというを前提にしてやってみるのも私は一つの案ではないかなというふうに思っておりますので、村長のご判断にぜひ期待したいと思います。

それでは3番目のほうに移ります。3番目の問題はリニア中央新幹線対策協議会における半の沢の谷埋め盛り土です。

ちょっと時間が余りありませんので、1番2番、それから3番4番、5番6番をそれぞれまとめて質問しますが、ちょっと長いので、タイトルだけ読んで、あと、概略を説明して、村長のほうのご回答もできるだけ手短にお願いしたいと思います。

1番「半の沢の谷埋め盛り土の方針は、いつ、どのような内容で誰が意思決定したのか。」実は、今まで私、議事録を拝見していると、谷埋め盛り土を決めたという内容はどこにも書いてありませんでした。こういったことが協議会でも誰も決めてもないのに、今その議論が進んでいるということに私は非常に危惧を持っております。誰も決めていないことがなぜ議論されているのかということで、私は意思決定の経過を明確にすべきではないかというふうに思います。決めてないなら決めてないで結構です。

それから、もう一つ、あわせてなんです。県と前村長の約束はあったのかどうかという問題です。実は、これはなぜ問題になってくるかといいますと、第6回の協議会、平成27年12月1日に開催された協議会の中で前村長は次のように語っています。

うちから申し上げたのは、土を盛るにしても、それはあくまで松川インター大鹿線の道路をつくるための、その一部としての土だよ。だから、それについては、もし何か崩れたとか変なものが出てきたということであれば、それは県道なんだよ。県が管理し責任を持つ県道として、未来永劫県道として県が管理をしていただけるという、そういう前提であればいいんじゃないですかというようなことを申し上げたということです。

と語っています。実は、この中身は、前村長は、盛り土はしてもいいけども、それは道路をつくるためだから、その盛り土は県道として管理をするんだよということで合意をしたというふうに私は思っていますし、みんながそう思ったと思います。この発言を聞いて。ただ、ことしの協議会の中で、第14回協議会ですが、県は「その時点で県のサイドとして未来永劫責任をとりますという回答はしていないか」と、前村長は確認したと、多分確約したとされていると思います。だから、あの平成27年後に議論が進んでいっているはずなんですよ。今ごろになって、もう3年たって、県は「いや、そういう約束はしていません。」という議論を蒸し返しています。一体これは何なのか。県の発言は、盛り土の管理は認めていない、未来永劫の管理も認めていない、結局何を県は言っているかっていうと、県道としての管理は認めますとい

う話であります。これは後でちょっと出てまいりますけれども、私は前村長と県の発言はどちらも食い違っているんじゃないかというふうに思いますけれども、村長はいかがでしょうか。

○村 長 平成27年12月1日の第6回協議会での前村長の発言は、県道として管理者である長野県が責任を持って県が工事をして、崩落することがないように未来永劫長野県の管理とすることでないと認めるわけにはいかないという趣旨であるというふうに考えております。これは、前村長に発言の意図をどうだったのかというふうに質した際に本人から説明を受けました。そのことで、私もそのとおりで思っておりますし、その後の協議会での発言を見ても、長野県と前村長との間に半の沢を埋めて県道とする確約は存在しないと考えますし、あれば長野県からこういう原則として約束がありますというふうに言うてくるはずでございます。

第14回の協議会での県の発言については、どういうことかといいますと、県道敷きとしての盛り土、土台については県が責任を持つけれども、それ以外の部分は県道ではないので、長野県としては責任の及ぶ範囲ではないということを遠回しに言ったものと解釈もできます。ただし、これは私がそう思っておるだけでございますので、何とも言えません。

盛り土に関してどこまで県が道路として責任を持って管理するかにつきましては、第6回協議会、平成27年12月1日の場では、明確には言っていないということかと思えます。

結論としましては、県との盛り土の関する確約はなかったし、まだ説明を聞いている段階でありまして、協議会、あるいは村としても、今の盛り土で半の沢のあのところを埋めるということについても認めたわけではございません。認めたわけではないというのは、あそこの大部分が村の所有の土地であるということでございますので、お願いいたします。

○7 番 (桂川 雅信) 実は、今の村長の発言は非常に重要な発言でありまして、約束はなかったということが一つ前提になっておりますので、むしろこの問題は、当初、協議会に参加しているメンバーの皆さんもそうだと思いますが、前村長が盛り土と盛り土も含めて県道として管理をするからいいですよというふうに了解したというふうに皆さんは思っていると思います。私もそう思いました。ただ、そうではなかったというふうに議論になると、これは、そもそもの協議会の議論の前提そのものが崩れてしまうというふうに私は思いますので、一旦この協議会での議論は差し戻す、平成27年の時点に差し戻すのが一番私は妥当だというふうに思います。

2番目の次のページの問題に、質問に移りますが、3番と4番、質問、これもまたくっつけてお話ししたいと思いますけれども、これは先ほどの村長の回答とよく合っているんですが、県は、実は道路として管理をするということ、先日の7月でしたね、7月の協議会でも道路施設として管理するというふうに発言しています。つまり、これは一貫しているんですよ、県は。盛り土を管理するとは一言も言っていない。道路施設として管理する。だとすれば、盛り土は道路じゃない。これは、もう法律的

に、道路法で道路を指定すれば、そこは道路ですから、つまり、道路管理者からすれば、その道路法で指定した部分だけが道路ですので、当然、道路管理者はそこは管理しますという言いわけに当然なるわけです。でも、そのときには、もう盛り土ができ上がってしまうということになりますので、これは絶対許せないというふうに私は思います。こういう曖昧決着は、今の状態でさせておくと非常にまずいので、きちんと盛り土を含めて誰が管理をするのかという問題をはっきりさせておかないといけないと思います。

3番も4番も似たような話ですけども、村長は地権者ですので、地権者として谷埋め盛り土の管理するつもりがあるのかどうかということも、ぜひお答えいただきたいと思います。

○村長 県は、どこまでを道路施設として管理するとか、道路施設以外でも県有地として管理しますとか、そういうことについてはまだ何も明言をしておりません。

また、今お話のあったとおりのことか、県は第三者の専門家の方を入れて、JR東海が示した盛り土、それから地下水、雨水が浸透してくる地下水を抜く方法、これを設計案として示しておりますが、その全体の盛り土計画というふうに捉えたとして、この安全性について検証をすると言っております。

村としては、盛り土全体について、その安全性の担保と県が将来的に責任を持って管理するということが大前提というふうに考えております。それらにつきましては、まだ議論の途中でありますし、検討の途中というふうにも聞いておりますので、この結論なり方法がまだ示されて、固定をして示されていない段階でありまして、今の案について同意したわけではないということでもあります。

それから、この半の沢のところは大部分が村の土地であります。それから、一部盛り土で埋めていくというふうな谷の上流部分には民地もあるわけでありまして、それとともに、用悪水路として中川村の名義の土地も一部あります。このことについては、現状では村の管理ではあります。

しかし、盛り土によって県道をつくれれば、県道をつくれればですよ、道路は長野県の所有になるわけでありまして、これは当然、村が管理するものではございません。つまり、村は半の沢の地権者として盛り土の管理をしなければならぬいわれはないというふうに考えておりますし、まして村の村道が、ましてその盛り土の所に村道が築造されるわけでもありませんから、道路としての管理はあり得ないというふうに今の段階では考えております。

○7番 (桂川 雅信) 村長の今の発言も大変重要な発言でして、半の沢の盛り土をした場合、村としてそこを管理するいわれはないということです。私もそのとおりでございます。

ただ、県がどういう立場をとってくるのか、今は何も明言していないというふうに村長言われましたけれども、まさにそのとおりで、前村長のときには、いろいろ何か管理をするかのような発言をしていたと思われるんですけども、今は全くそのことについては語っていないということになっています。つまり、道路施設として管理を

するというのは、道路法で指定された道路だけなんです。それ以外のところは道路としての管理できません。これは、もう法で決められていますので、道路指定をしたところしか管理ができない、これは、もう道路法で決められたとおりで。つまり、逆に言うと、県が今考えているのは「盛り土が終わった後、県道をつくって、県道の幅と深さだけ決めれば、その範囲は県道として指定をして管理をいたします。」と言うに決まっている、それ以外のことは多分しないでしょう。そのことをわかっていて、我々がこの盛り土を認めてしまうというのは非常に問題があると、結局、盛り土は誰が管理するのかと、道路管理者からすれば、自分たちの指定した道路の下の部分、地権者に対して「これはきちんと管理してくださいよ。」と言うのは、多分権力を持っている人間からすれば、多分やる可能性がある。道路法というのは非常にきつい法律ですので、道路管理者の指示というのは非常に強いものがあります。ですので、これは早くからきちんとこの管理の仕方は決めておかなければならない。今は明示していないからいいということではなくて、明示していないからこそ、詳しい議論に入る前に、盛り土の管理についてはきちんと明示をせよと、それなしにこの先には進まないというふうにしておかないと、私は、ずるずる行ってしまうと最終的に、県の考えている道路の部分、道路施設として管理をするという言い方を今でもしていますから、前回の会議でも、道路施設として管理するということは道路部分しか管理しないということですからね、盛り土は管理しないということですから、これはゆゆしき事態です。村として余計な責任を今度は負わされることになります。このことはしっかり考えていただきたいというふうに思います。

次の5番6番ですが、中川村の協議会では、JRと県は、谷埋め盛り土は絶対に崩壊しないとは明言しておりません。それは当然です。実はこのことについては、豊丘村のリニア対策協議会でも同じようなことを実は県が発言しておりまして、平成27年「安全面での担保について、未来永劫担保していくことは、一般的には県やJRは行わない。」とはっきり言っています。つまり、県もJRも、自分たちは盛り土をするけれども、それについて未来永劫絶対大丈夫だと、100%大丈夫ですというような担保はしないと、これは、はっきり述べています。つまり、100%の安全なんてあり得ないんです。盛り土はいつか崩壊する。崩壊したときにどうするのかというのは、実は今一番大きな問題なんでありまして、私はそのことをきつく申し上げたいと思います。技術屋として土木構造物が100%安全なんて絶対あり得ない。

それから、もう一つ、今の設計基準、あるいは県の基準ってよくJRでも言いますが、県も、県の基準や国の基準ってというのは100%安全を保障しているわけではございません。設計基準ってというのは、ある一定のレベルを保証するというだけであって、100%安全だなんてことはどこにも書いていません。つまり、そういう基準にのっとってやったから大丈夫なんていう保証はどこにもないのです。そういう意味で考えれば、大事なことは、次は一番最後の質問にちょっと当たるんですが、盛り土は必ず崩壊します。これは、もう経年的なものです。自然現象です。今のうちに、先ほどの議論もありましたけれども、雨は、大雨、必ず降ります。そのときに崩壊しないという保証

はどこにもないのです。もし崩壊したときに、下流域に、つまり直下に川があったり集落があったり、あるいは鉄道があったり道路があったりするときには、大きな災害に結びつきます。ですから、私は、それはやめたほうがいいというふうにずっと指摘してきました。意見書のその2からその4までは、ずっとそれで一貫しております。私は、盛り土全般を否定しているわけではありません。そういうことは言った記憶もありませんし、むしろ、これとこれと、こういうふうに、こういう所はやっちゃだめだよということを主張しているつもりです。村としては、村民の命と暮らしに影響を与えるような場所には盛り土をすべきではないというふうに私は考えております。

もう一つ、JRの谷埋め盛り土の計画について、村として専門家の意見を聴取すべきであるというふうに私は考えています。今までの協議会の議論の中では、1度として専門的な議論がされておられません。しかも、住民の方がやや専門的な発言をした際に、例えば「三六災害以上の降雨でも盛り土は安全なのか。」と聞いたときには、専門家しか見抜けないような言葉のトリックでJRは安全を演出しております。私は、そのことについて意見その4で書きましたけれども、JRは、こういうことは、実は豊丘村でもやっているんです。同じことをずっと繰り返しています。住民の皆さんにはわからないような専門的な言葉を使って、実はごまかしていることが多々あります。こういうことが繰り返されるようでは、JRが言っているような「丁寧に説明する。」には合わない。そうではなくて、専門家ときちんと議論ができるような場をつくっていただきたいと私は思っています。

5と6について村長のご見解いただきたいと思います。

○村長 今までの、まず議論の中でですけども、県は道路としての部分は管理はしますと、ただし、それ以外の部分は、そんなことはまだ言っていませんよ、しかも全体を埋めるということについては第三者委員会で技術的なものも含めて検証をしておりますという段階で、結論は何も申ししていないということだけは認識をしておいていただいて、今の質問にお答えをしたいと思います。

村民のやっぱり命と暮らしに影響を与えるという疑念が大いにあるなら、その盛り土っていうのはすべきではないというのが私の考え方であります。

ただし、半の沢橋をかけかえるという計画も県は持っていないと、考えていないということでございます。そこでどうするんだということですけども、土木構造物が100%の安全を保証していないというのも事実だということで、今、議員のおっしゃったとおりかと思っておりますので、やっぱり半の沢で盛り土が、もし盛り土をして崩落した際の問題があるか、ないか、これは下流側にかかわってくることでありますので、そういうことも含めて、村として専門家の意見を聞く、こういうことは必要だと思っております。

専門家を、やっぱり今まで協議会に入れた、あるいは専門家の意見を聞いてこなかったらどうかっていうお話であります。確かに一方のJR東海的设计をする面では専門家かと思っておりますが、いろんな面で検証するという点では、それができておりません。協議会は、そういうことをしてこなかったことは事実です。専門家を入れた検討会議

は必要じゃないかということですけど、これを今の段階で新たに検討会議を設置ってということは考えておりません。

ただし、ご指摘のように、JR東海の盛り土案に対しても、その危険性を指摘した上で、こうすればいいんじゃないかという専門家の対案も、やっぱり検討する場、これは必要だと思っております。そういう意味で、数々の盛り土の安全性を確保するために研究をしてきた専門家に半の沢の現状とJR東海の盛り土案について意見を聞く機会、こういったものを今検討をしておるところでございます。具体的にどうかっていうことは今お答えできませんけれども、そういう専門家のお話を聞く、招聘をする、こういうこともちょっと視野に入れておるところでございます。

○7番 (桂川 雅信) 専門家の方を呼んでいただけるということですので、私は、ぜひ期待したいと思います。

実は、私は別の自治体からは専門家として呼ばれておまして、村では専門家の扱いを受けていないんですけども、別の自治体では専門家として発言をして意見を取り入れてもらっている経過もありますので、そのことは申し伝えておきます。

実は通告書の一番最後の質問ですが、この専門家の意見を聞いていただきたいということと、もう一つ、リニア対策協議会の中で専門家の意見が正当に反映することができなくなっているんじゃないかということもちょっと気にしておまして、7番目、協議会での議論は事実に基づいて行われるべきであるということで、虚偽の発言は会長から訂正を求めるか、あるいはその場で訂正していただきたいというふうに考えています。先ほどもちょっと私申し上げましたけれども、議事録を拝見していると、私が「盛り土は絶対悪だ」というふうに言ったというふうな発言がされておりました。私は、そんなことは1度も申し上げておりません。ですので、ぜひ、この問題についても会長のほうからきちんと訂正をしていただくようにしていただきたいと思います。

○村長 今まで、私が前村長にかわって村長になって、協議会の会長になりました。今までの経過を、協議会の場がどういう場かっていうことを十分理解した上で、その上で進行するということが、なかなか私自身できなかったことも事実であります。そういう反省も含めてでありますけれども、議員から出されました意見書を読む限りでは、盛り土については、これは絶対いけないんだというふうなことは確かに一言も書いてないです。そういうふうに改めて思っております。ですから、その協議会の中で、委員の印象としての発言が非常に大きなものとしてひとり歩きをするということが非常にまずいことですので、どういう場合でも、そういうときには、わかった段階では、これからはきちんと訂正を求めるとことをしていきたいというふうに思っています。これが正しく進めていく、会長としての進行役としての務めだと思っておりますので、正確でない表現ですとか、意図を曲げるような感じ、発言というのは、その場で訂正をしていく努力をいたします。

○7番 (桂川 雅信) 以上です。終わります。

○議長 これで桂川雅信議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時10分とします。

[午前 11時59分 休憩]
[午後 1時08分 再開]
○議長 会議を再開します。
休憩前に引き続き一般質問を行います。
9番 鈴木絹子議員。
○9番 (鈴木 絹子) さきの通告に従いまして4つの質問をします。
1番目は、中川東小学校区に児童クラブの設置を求められることについての村の考えを伺います。
1番、6月議会で質問したことの再質問になるところもありますが、保護者の要望や生活支援、子育て支援の観点から考えていただきたいという思いと、2番、なぜ東小学校区に設置を求めるかの見解に違いがあり、平行線と考えますが、その点を再考すべきと考えますので、1番2番あわせて質問します。
保護者の要望や生活支援、子育て支援として考えていただきたいというところですが、それは、児童クラブは小学校に限りなく近くて、児童が自分で学校から通えるところが望ましいということ、そのことが平日には自分で通う、学校休業日にも自分で通う、もしくは送迎するとしても南向地域であるということから送迎の時間短縮もでき、しっかり生活支援することになると思いますが、どうでしょうか。
片桐区民会館で実施しているからいいのではないかということで6月の質問のときには考えないということでしたが、子育て支援をしっかり進める立場でいけば、頑張っている保護者の願いと子どもの願いに寄り添うべきと考えますが、どうでしょうか。
○保健福祉課長 保護者の要望等を酌み取りながら検討することは重要と考えます。多様化する就労形態や共働き等、保護者を取り巻く環境は変化してきています。放課後等の留守家庭の児童が安全に過ごせるよう児童クラブを開設して子育て支援の一助を担っていきます。
当面は、現在の介護予防センター1カ所での運営と考えています。
東小学校区に児童クラブを設置することが求められているとのご質問ではありますが、現状の利用者以外のニーズがどの程度あるのかは把握ができておらず、直接の設置要望は余り聞こえてこないのが現状です。
両小学校区への設置が理想ではありますが、もう1カ所増やすとなれば、子どもが安心して過ごせる環境や子どもの安全、それから運営費やスタッフの確保なども含めて、さまざまな課題を踏まえた上での検討が必要になると思います。
○9番 (鈴木 絹子) そのことについて、また後で言いますけれども、3番、もう一つ言われていたことが、祖父母との同居が多く需要も少ないということで、確かに西小学校区と比べれば低いものでしたし、児童総数も少ないので、結果としては少ないですが、祖父母の方の本音と建前はどうか、確かに孫はかわいいし、面倒を見てやるならそのほうが良いと思う反面、仕事があったり用事があったり疲れてしまったりということもあると思います。放課後を安心して過ごせる生活の場としての児童クラブは、たとえ毎日でなくても、生活のよりどころになるものです。第2の家なのです。

ホームページで見つけたんですけども、26年に実施された村の修学前の子育て中の保護者の方に関するアンケートでは、18.7%、71人中13人の人が「児童クラブに通わせたい」と回答しています。「祖父母とか友人、知人に預ける」は7%で5人でした。

4番では、東小学校区の児童の減少が進むと単式クラスが存続できなくなる可能性も指摘されているわけですが、メゾン中組の申し込みのときにも「学童はそばにありますか。」との問い合わせがあったといいます。子育て世代の移住促進や核家族、ひとり親家庭には重要な支援策です。

利用数が少なくても実績がつくられることで後に続く人が安心して利用できるようになると思います。先ほど需要がどうかと、ニーズがあるかということが言われましたけれども、私の聞くところには、何人もの人が「東学童でぜひやっていただいて、入れたい。」ということは言っていました。

今までの質問と答弁の中で考えられることは、児童クラブの意義や必要性についてはおおむね一致しているかと受けとめますが、東にも設置というところで不一致なのですが、この点について少し深めていきたいと思います。

保育園は片桐と南向にあります。土曜保育も希望保育という形で片桐に寄せられていたのが、この4月からそれぞれの園で保育体制がとられるようになりまし、あわせて4時までの保育時間延長が実施されています。小学校も西と東にあります。ならば、児童クラブもやはり西と東にあって当然ではないかと考えます。

また、中学校で一緒になるのだから交流が深まっていいという声も聞かれましたけれども、中学生になれば、合流するということは子ども自身が自覚しているものであり、年齢相応だと思えます。小学生にとって、特に低学年にとっては、学区が違うところに行くということは非常に負担も大きいものです。

このところの認識ではどうでしょうか。

○保健福祉課長 確かに、東小学校区は祖父母と同居しているから児童クラブの利用が少ないとはいえない切れません。

ただし、児童クラブの開設目的というのを見てみますと、児童福祉法第6条の3第2項で「放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者に、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業」とされています。面倒を見るのは大変とお気持ちは理解できますが、趣旨と異なってしまうことにご理解をいただきたいと思います。

それから、子育て支援策という言葉が出てきたんですが、安心して子育てをする環境が整備されていれば子育て世帯の移住促進につながるかもしれませんが、やや唐突な気がします。

児童クラブがそばにあれば通わせたいという言葉がありますが、先ほども答えましたように、児童クラブの設置目的は放課後留守家庭の児童の安全と健全を図るものであるために、誰もがいつでも通えるわけではないことにご理解をいただきたいと思

○9 番 ます。
(鈴木 絹子) 私は、違う視点になりますが、次の3つの観点から村としての考えを伺いたいと思います。
5番のところですが、まず、平成26年策定の放課後子ども総合プランの全体像の中で趣旨・目的として、共働き家庭等の小1の壁を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び子ども教室の計画的な整備を進めるとしています。
その中から、1点目として、目標を達成するための具体的な推進方策として、学校施設を徹底活用した実施促進として3項目挙げられています。その1項は学校施設の活用に当たっての責任体制の明確化、2項は余裕教室の徹底活用等に向けた検討、3項は放課後等における学校施設の一時的な利用の促進が掲げてあります。特にこの3項目に関しては、学校の特別教室などを学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯に活用するなど、一時的な利用を積極的促進としています。
2点目として、市町村及び都道府県の体制のところでは、市町村には運営委員会、都道府県には推進委員会を設置し、教育委員会と福祉部局の連携強化と、総合教育会議を活用し、首長と教育委員会が学校施設の積極的な活用など、総合的な放課後対策のあり方について十分協議とあります。
3点目としては、中川村児童クラブに関する条例2条で「児童クラブは、小学校の空き教室その他公の施設を利用して開設する。」としています。
以上の3点を検討していただければ、新設はしなくても開設ができます。
平成26年策定で27年から始動している4年目の放課後子ども総合プランですが、国がこういうプランを進めていることと保護者の願いが一致するわけで、願ったりかなったりではではありませんか。
東小学校の児童が安全に安心して通うことができると思いますので、その点ではどう考えていただけますでしょうか。
○保健福祉課長 学校のことが出ておりますが、現在、東小学校に特別教室を含めて空き教室がありません。
特別教室などを使用していない放課後等の時間帯に活用する点については、学校の備品や教材等があり、また児童クラブ用の備品が混在してしまう危険性もあって、適切な管理が困難な状況となります。
学校の教室を使用する場合がありますが、普段から使用されていない空き教室があることが前提となります。
それから体育館、今話にはなかったんですが、それでは体育館はどうかというようなこともありますが、空調設備が整っていないということで、特に夏の暑さだとか冬の寒さ対策も考慮しなければならないということで、学習用の机等の備品の整備も必要となりますし、やはり実施は困難をきわめると思います。
それから、空き教室がないということで教育委員会との相談ということもあつたん

ですが、現在空き教室がないということで、教育委員会とも相談をしておりますが、なかなか見つかりません。今後も教育委員会とは空き教室について十分な協議をしていきたいと思っております。
それから、空き教室その他の公の施設の利用ということですが、先ほど述べましたように、東小学校には現在利用できる空き教室がない状況です。公の施設を利用するとしても、現在、小学校の近くで児童クラブを常設で設置できるような適当な場所というのがありません。
また、児童クラブ設置には、別として児童支援員という方たちを2人以上配置しなければならないという制約もありまして、先ほども述べましたように、さまざまな課題というのをクリアしなければならないということがあって、現状では実施は難しいという状況です。
○9 番 (鈴木 絹子) 学校施設は管理上どうかというようなことでしたけれども、考え工夫することで解決できるのではないかと考えてなりません。できない理由よりできる条件を真剣に考えるべきではないでしょうか。
少子化を押しとどめ、中川村で子育て、今現在子育てをしている人、これから子育てする人を支え、若い移住者を受け入れるためにも、東小学校区に児童クラブの設置をするべきと考えます。
昨日も何度も言われていました中川村の子育て支援は充実している、都市部からはうらやましがられるという宣伝文句は、東小学校区に児童クラブを設置することで文句なしに胸を張って言える宣伝文句だと私は思います。
子育て支援充実を言うなら、早急に東小学校区に児童クラブの設置を計画していただけないか。これは村長に伺いたいと思います。
○村 長 総合的に見て、私、昨日の発言で子育て状況について言うと都会よりも充実をしているというふうに認識をしているという発言を捉えていただいたところかと思っておりますが、何度も言いますとおり、支援員の体制が実は整わないっていうのが一番現実、私が思うにであります。これは毎年でありますけれども、今、最初の設立からかわっていただいておりますベテランの教員の資格のある方、こういった方を中心にして運営をさせていただいておりますけれども、この方たちも、今の中では、もうこちらのほうにつくるっていうのは物理的に——物理的にというのは支援員の数として——数というか、支援体制として無理があると、十分今の中で1カ所で受けられるので、そういう面で充実をもらったほうが良いという、そういう考え方あります。
西小学校のほうに行ってくださいのにバスも運行をしておりますし、確かに小学校1年生、低学年の子どもたちは、隣近所っていいですか、お友達が変わってしまうということは十分わかりますけれども、こういうことをぜひ理解をしていただいた上で、なれてもらうっていうしかないかなっていう気がしておりますので、当面、学校も利用できない、空き教室もちょっとない、しかもこの近辺にほかに公的な施設もない、しかも支援員も確保の見通しが無いという状況の中では、しばらくこれは我慢していただくしかないかなということでもあります。

○9 番 (鈴木 絹子) いい方策を考え続けたいと思います。
2番目の質問に行きます。子どもの通学路の安全確保のためにということで2点質問します。
1点目は、さきの大阪の北部地震の際にブロック塀の倒壊により、その下敷きになって児童の犠牲者が出たことで、国土交通省から安全点検の要請が出て、中川村でも点検はされていると思いますが、実際にどのくらいの設置があるのか、学校関係の建造物に限らず、児童生徒の通学路についての状況の把握はされているのでしょうか。お願いします。

○教育長 教育委員会では、6月21日付で学校長宛てに安全点検の実施の依頼を行いました。校内及び通学路のブロック塀に加えて、石垣や建物の壁や落下物など、危険箇所の拾い出しをお願いをしたところであります。

○9 番 (鈴木 絹子) その数だとか、安全点検の状況の詳細などについては、どの程度に把握されているのでしょうか。
また、早急に――すみません。まず詳細がわかれば教えてください。

○教育長 学校から報告をいただいた件数は12件ありました。内訳ですけれども、ブロック塀が3カ所、それから板壁が1カ所、石垣が3カ所、それからのり面からの落石の心配のあるような場所が2カ所、それから通学をしていて転落をしたら危険かなあというような脇まで落差のあるようなところが1カ所、それから建物からの落下物、瓦等がありますけれども、これが心配されるところが2カ所などであります。
6月の28日に教育委員会3名で現地調査を実施いたしました。
国の調査において報告すべき2.2mを超えるブロック塀はありませんでした。
また、緊急の対応が必要な箇所は、当面ありませんでしたが、基準高さよりも低いブロック塀で、石垣、それから建物の上に乗っているようなところ、それから建物の屋根瓦の落下などが危惧される箇所はありました。それらの危険箇所は、既にそこを通る児童や保護者には周知をしている、そして注意をして通るように指導がされているということであります。
それぞれ個人の所有物でありまして、所有者自身も承知をしており、崩れないように支えをしているとか、そんな対応をしておるところや、それから不在の家屋など、対応するには苦慮をするところであります。

○9 番 (鈴木 絹子) 細かく調べられていることがわかりましたが、その危険性が確認された場合の付近の通行者への注意表示や所有者に補修、撤去の必要性を伝えていますかとお伺いしたいんですけれども、今の中で所有者の中では認識している方もあるというふうにうかがえたかなあと思うんですけれども、その辺の徹底っていうのはまだ、今の時点ではどんなふうでしょうか。

○教育長 ただいまのお話のとおり、つっかえ棒をするなどの対応はしているということでありますけれども、現在、そのことについては、実態として児童も承知をして通行しているということで、安全の確保はできているかなというふうに考えておりまして、個別に個人のお宅にお話しをするというところまでは行っておりません。

○9 番 (鈴木 絹子) 長野市では撤去費用を補助する制度があるっていうのがたまたま調べていたら出てきたんですけども、その点、中川村では、そういうようなことは考えてみえないでしょうか。私も、坂道が多くて石垣等の組積造の多い中川村ということで、安全を前提にすれば、補修、撤去、再建に補助も考えてもいいのかなというふうに思いますけれども、この点ではどうでしょうか。

○教育長 ご指摘の意味合いは十分わかるところでありますけれども、現在のところは、先ほどもお話をしましたように、一応安全の確保はできているというふうに考えているところであります。

○9 番 (鈴木 絹子) それでは、状況に応じて安全第一に検討をしていってください。
2点目の質問です。通学路で街灯のないところに街灯の設置をするべきではないかと考えます。
ここで一つ訂正を行います。街灯ではなく、防犯灯というのが正しいのかと思いますので、今からは防犯灯と言います。
これから日が短くなると通学路でも真っ暗になるところが幾つかありますが、村としてその把握はできていますか。箇所数ではどのくらいになりますか。

○教育長 中学生では、部活動などで遅くなると暗い通学路となる場所も存在することは十分認識をしております。帰宅時間の工夫や親の送迎で対応しているのが実態かというふうに思います。
特に中川村のような農村部におきましては、暗いところも存在するのはやむなしというふうには考えておりますけれども、危険と思われる場所については、地区要望や保護者からの要望に応じて交通防災係での防犯灯の設置補助等の対応というふうに考えておりまして、具体的な場所の数については、現在のところはまだ心得ておりません。

○村長 今、教育長のほうからお答えをさせていただいたところでございますが、交通防災係では、地区の皆さん、防犯指導員の皆さんにお願いをして、毎年、地区からの設置要望を上げていただいております。平成30年度では、29年の要望のあったものと合わせまして19カ所を上げていただいております。この中には地区内の防犯灯の設置をしたいというところで上げていただいております。ございまして、中電柱への【キョウカ】、それから、含めて単独でポールを立てていく場合、こういったものがいろいろあるわけですが、これらの要望についてはできるだけお応えをしていくということで、補助につきましては2分の1を限度として設置の補助をしていくという考え方で現在やっておりますので、よろしく申し上げます。

○9 番 (鈴木 絹子) それでは、取りつけるに当たってのお願いがあります。これは私の個人的な見解になるので、役場のほうでどうお考えになるかはわかりませんが、かさつきの防犯灯が望ましいと思います。美しい村中川村では、星空も本当に美しいので、それは守ってほしいと思います。空に明かりが向かうと星が見えなくなるので、足元は照らすけれども空までは照らさないかさつきのものがよいかと思うので、検討していただけるようお伝えいたします。

3番目の質問です。早目の避難で1人の犠牲者も出さない災害時の避難の仕方を徹底できないかということです。

先ほどの桂川議員も、この言葉はどうかと言われながら、同じ言葉で私も出しているんですけども、近年の豪雨災害は、気象変化に伴って、日本中のどこで起こってもおかしくないと言われるようになってきていることは周知の事実です。

先週日本を横断して大きな被害を残した台風21号といい、北海道の胆振東部地震といい、心が痛む被災状況になっているのですが、あのような大きな地震が中川で起きると想定したら、どう考えられるか、土砂崩れによる建物崩壊、生き埋め、道路寸断と、同じような被害が多発して、1人の犠牲者も出さないような対応ができるのだろうか大きな不安を持ちます。このことについては、とても重要な課題として取り組む必要があると考えますが、今回は、あらかじめ来ることが予想される台風や豪雨などの災害時について質問いたします。

西日本や大阪で台風や集中豪雨が猛威を振るいました。報道で見えても本当に怖い大変危険な被災状況でした。今はスーパーコンピューターが早く的確に情報を伝えてくれるということで、それがしっかり自治体を通して住民に届くことが大事です。

もし中川でと想定したとき、村民のどれだけの人が速やかに適切に避難できるか、とても疑問を持ちます。

避難訓練は毎年行われていますが、総務課長も言われました地震のときのという形です。実際に現実になったとき、それが十分に生かされるかどうか、どう考えられていますか。

○総務課長

お話しのとおり、毎年の避難訓練は地震を想定したときのものです。実際そのときの家屋や周辺の状況がどうなっているかにもよりますので、1人の犠牲者も出さないということが可能かどうかはわかりませんが、少なくとも逃げおけている人がいるとか、いないとかといった確認をするための訓練にはなるかというふうに思っております。

お尋ねの風水害の場合ではありますが、避難をする時期ですとか、そもそも避難をするかどうかの判断につきましても、それぞれのおうちの場所ですとか、おうちの構造、あるいは御家族の状況によっても異なるというふうに思います。促されてから避難をするというスタンスでは、これまで申し上げてきたとおり、速やかな適切な避難にはならないのかなあというふうに思っております。

○9番

(鈴木 絹子) 体の不自由な人や高齢者は、この避難訓練にはほとんど参加しないという現実があります。そういう人ほどどう避難するかが大事で、訓練が必要と思いますが、そういう案内は特にはされていないのかなと思います。ぜひ考えていただきたいことだと思います。実際にやることで何が必要で何が難しいかということがわかると思います。

一昨年の10月と、ことしの7月に避難情報が放送されましたが、実体験として私の住居のある飯沼をもとに質問をします。

飯沼の避難所の集落センターも地滑りイエローゾーン、急傾斜レッドゾーン、急傾

斜イエローゾーンに入っているか隣接しているかという点にあります。

10月には「センターをあけました。」という放送も入り、明かりもついていたので、高齢者を抱えていることもあり、「どうするかなあ。」と、「避難するかなあ。」と迷いつつ、避難するために持っていくものを準備しましたが、結局センターに行っても家にも余り変わらないかもしれないと判断して、行きませんでした。近くても雨の降る夜の暗い道の避難行動は予想以上に困難を伴う気がします。

また、ことしの7月には全村避難の情報が出されました。どこに避難すればいいのかと考えてしまいました。このときは、少し予報が外れたことで大雨が降ることがなくなったというか、早くに上がったのでよかったですけれども、もう1日雨が降れば大変なことになったことが予想されていました。

桑原や南陽、美里も似たような状況ではないかと思えます。

避難情報のわかりやすさを村民に徹底することが必要と考えますが、この点ではどのようにお考えでしょうか。

避難情報のわかりにくさというのは、前は避難準備、避難勧告、避難指示という形であったと思うんですけども、これが非常にわかりにくいということで、避難準備については、あわせて高齢者等避難開始という言葉が捕捉され、避難指示については括弧書きで緊急という言葉が捕捉されていますけれども、これも含めて住民に理解されていると考えられますか。

○総務課長

風水害の場合、災害の発生確率といいますのと、その被害の大きさにつきましては、その年年の条件によると思えます。

中川村は大変に複雑な細かな地形で成り立っておりますので、たった一つの集落、飯沼なら飯沼に絞ったとしましても、全員に同じ行動が必要とは言えないこともあるかと思えます。お話にありましたように、避難場所より自宅のほうが安全というところも確かにあろうかというふうに思えます。

しかし、全員非常に危険な状態が差し迫っているところが1カ所にでもあれば、村からは全員の避難というものを呼びかけざるを得ません。できるだけわかりやすくという努力はしてまいりますが、今日はそういう限界もあろうかというふうに思っております。

村が住民のお一人お一人の行動を把握して個別に誘導するということは、ほぼ不可能であろうと思っております。

1人の犠牲者も出さないというためには、地域の連携しかないかなあというふうに思っております。

地域の危険箇所につきましては、村の職員よりも地元の皆さんのほうが詳しいことも多いかというふうに思えます。

避難を早目にするのが重要でありまして、たとえレッドゾーン、イエローゾーンに近いところでありましても、早い段階であれば全く役に立たないというわけでもないのかなあというふうに思っております。

早目にまとまって避難をしていただいて、さらにより安全なところに移動していた

だくという方法をお願いできればというふうに思っております。

それから、避難準備情報の言葉の定義としまして、避難準備、避難勧告、避難指示ということで、それぞれ避難準備には高齢者等避難開始、避難指示には括弧緊急というふうに捕捉がつかしました。この言葉だけでは十分理解することは難しいと思いますが、今、日本国中で言葉として広く使われるようになっておりますので、時間がかかっても地道に定着を図っていくしかないかなというふうに思っております。この補足がついたことによって以前よりはわかりやすくなったかなあというふうに思っております。

○9 番 (鈴木 絹子) 先ほども言いましたように、スーパーコンピューターがしっかり細部にわたって気象情報をキャッチし伝達してくれるので、早目早目の避難情報を出して昼間の避難を促すべきと私は考えます。

気象情報の数値がここまでになったらこの情報を出すというような決まりがあるのかなとは思いますが、中川村で夜になってからの避難行動は困難をきわめません。ひとり暮らしの方や高齢者世帯の方、危険区域の方など、明るいうちに避難行動を進めるべきではないかと考えますが、村としてはどうお考えですかと聞きたいところですが、昨日の何人かの議員からの質問の中の答弁の中で自主避難ということがよく言われましたし、地域でもっと力を合わせてということも言われていましたので、そういうことを考えながら、避難するにもひとりで行くか、隣の人と誘い合っていくか、家族で行くか、何を持っていくかなど、慌てないように、ぜひ実地訓練をして、情報が来たらこうするというものを決めていくことが必要ではないかと私は考えています。

支え合い地域づくり懇談会、マップづくりもしてきましたけれども、やっぱり形だけで、まだ実際にそのことはしていないので、実地訓練をするべきかなと、これも地域で相談してやればいいのかと、きのう、きょうのいろんな答弁を聞いていて理解してはいるんですけども、明るいうちに避難してきて、1泊して被災がなくてよかったと次の日に帰る、被害がなくて最良という意識を持つように徹底するべきではないかと思えます。

先ほどの6番議員さんも言われましたけれども、私もある村民の方から正常性バイアスという言葉も教えてもらいました。これは、災害時や緊急時に自分は大丈夫と思っ込んでしまう危険な脳の働きをいうそうです。自分は大丈夫、ここは大丈夫という確証のない自信を持たないようにしなくてはなりません。広島で被災した人が確かに「自分は大丈夫だと思っていたから。」とテレビの取材に答えていたのを見て、そういうことなのかと思いました。

また、これも何回も皆さんがおっしゃっていますけれども、今までに経験したことがないということも、このような被災地の経験に学び、想定外ではなく想定内に位置づけることが大事と考えます。これについてもいろいろ答弁いただいているので割愛します。

あと、避難したときに安全な避難場所であることと、安心できる避難環境であるこ

とも求められると思います。基本的には、1次避難所ではそう長くいるのかどうかわかりませんが、2次避難所でのことになるかなあと思いますが、例えば高齢者や体の不自由な方の避難には簡易ベッドのようなものが必要ではないか、女性の着がえ場所の配置とか、いろいろ個別の要件に配慮し対応できるような環境整備が必要ですが、村として考えていることや既に計画、準備していることなどあったら示してください。

○総務課長 お話にありましたとおり、地区の集会所を緊急避難場所としておりますが、必ずしも安全と言い切れない場所もございます。村が避難準備情報などを発する場合には、指定避難施設であります基幹集落センター等をあけて職員を配置するようにいたしますので、状況に応じてそちらへの避難をしていただきたいと思います。

そこで、お話の安心できる環境ということではありますが、いわゆる避難先でのプライバシーや健康の確保ということかというふうに思います。

村では、村内3カ所の防災倉庫に世帯ごとのスペースを区切るような仕切りボードというものを用意してあります。

また、女性の方の着がえなどのためにパーティションの用意をしております。仮設のベッド等は今のところありませんが、お話のとおり、こうした防災関係の備品は随時見直しをしてまいりたいというふうに思っております。

また、安心ということについて申し上げますと、大きな避難所にぽつんと孤立しているというような状況よりは、身近な人たちと一緒にであるということも一つの要素かというふうに思います。そういう意味では、先ほどの答弁と重複しますが、各地区の集会所も有効であろうかというふうに思います。また、まとまっているということは、仮に、もし孤立するというようなことがあったとしても、外部からの支援や情報が入りやすいということでもあります。まずは支え合いマップなどをもとに自主的に集会所に避難をしていただいて、避難準備情報の段階で指定避難施設へ移るような検討を各地区でお考えいただければ幸いです。

○9 番 (鈴木 絹子) 命が大事、自分の命は自分で守ると言われますが、昨日も共助ということも言われました。こんなふうに安全な避難をしましょうというものを役場や地区、組合などで共有して、実際のときに役に立つようにしていきたいと思えます。

それでは最後、4番目の質問です。障がい者活動支援センターの取り組みの進捗状況について伺います。

15期の途中で惜しくも御逝去された湯澤議員が一般質問でも取り上げていました障がい者活動支援センターの取り組みについて、村内で今、若い人が構想を持って進めているということを知っているのですが、村としてはどこまでかかわっているのか、村としてどのような構想を持っているのかを伺います。

○村 長 自分らしく働ける仕事を地域の協働でつくり出して、障害や生きづらさがあっても中川村で働き、生きるための就労の場であり、かつ日常生活相談もできる場の中心が、今、議員のお話のありました障がい者地域活動支援センターというものであろうと思っております。

また、就労もできる拠点がソーシャルファームという考え方であるというふうに理解をしております。

今お話がありましたとおり、飯沼、中組、中央に住んでいらっしゃる有志の方が中川村にこういった場所をつくろうと準備を始めて2年半が経過をいたします。

村には地域活動支援センターがないために、障害者の日常生活支援はほかの市町村の支援センターに依頼をしているのが現状でございます。

就労の場も、農園を貸し出したり、農作業の受け入れをする農家も中川村にはありますけれども、就労を組織的にまとめて、調整をして、働くための拠点となる施設もないのが現状であります。

有志の皆さんの思いを聞き、拠点となる施設、建物でございますが、これを探してまいりました。現在も、これは求めておるところであります。空き家、余り活用がされていない村所有の事務所及び空き観光施設も含めましてであります。所有者の貸し出しに対して、これらにつきましてはちゅうちょがあります。所有者の方が貸し出すことについてちゅうちょがあるということでございまして、また、事務所も現在指定管理施設であること、準備を進める皆さんからも活用に消極的な意見等もありまして、具体的には前に進んでいません。

障害のある人も健常者も支え合ってともに生きる中川村をつくる条件整備ってというのは行政のやることだろうと思っておりますけれども、もう一度、空き家の貸し出し、家主の条件等をよく聞いて、前に進めていきたいと、こういうふうに今のところ考えておるし、現状でございます。

○9 番 (鈴木 絹子) 一昨年の8月の中旬だったかと思うんですけども、今、村長の言われたソーシャルファーム中川を立ち上げ、何度か映画会を主催してきた若者の組織があります。農業を通して障害のある方も一緒に働く場をつくりたいというものです。

また、中川には障害を持った児童の通うデイサービスもないということで、高森や松川に行っているというふうに聞いています。中川に住んでいるのに中川にいられない、もっと言えば中川の人との交流ができないということです。障害があっても住んでいるところで学び、働き、居場所があることを望むものです。

ことしの1月に厚生文教委員会で長久手市と瀬戸市に視察研修に行き、幾つかの施設を見てきましたが、長久手市長の自分は福祉日本一の市に長久手をするんだという思いがあふれていました。根底には、年をとっても障害があっても一人一人に居場所があって出番があるということ、その人なりの生きている価値があるということがあると思いました。

昔の長屋のように、年寄りがいて、子育て世代がいて、若者がいて、みんながわいわい暮らしている、お年寄り子どもをあやしてくれる、若者は年寄りに声をかけてくれる、子どもも年寄りを慕うというように、みんな出番があり、それぞれが仕事でもあるということが大切で、それが実現できる場所としての施設の早期設置の要求が中川村にもあるということです。

村長のほうからは、考えていきたいということで、実際にも動いているお話を伺い

ましたけれども、このことは保健福祉課では課題としてちゃんと共有されているのかお伺いしたいと思います。

○村 長 先ほど私、答えましたとおり、私が考えておるところは保健福祉課の共有というふうに認識をしていただきたいというふうに思っておりますのでございます。

それから、先ほどちょっと議員がおっしゃった障害のある子どもさんたちが学校へ行った後、放課後を過ごす、これは専門の資格のある皆さんの見守るもとで過ごすということが必要かと思っておりますし、これは障害のある方のデイサービス、児童デイサービス事業ということでありまして、村では、これはやっております。これは、そういう専門の事業者が受けておることでございますので、そこも全て障がい者活動支援センターで受けるということは、今ちょっと難しいということだけはお願いをしたいと思います。

今おっしゃいましたとおり、愛知県の長久手市の例をお話しをいただいたわけでございますけれども、認識として、地域活動支援センターですとか就労支援事業所としての拠点施設の整備、それからさまざまな障害を持つ人たちが支え合って暮らす場所である障害者のグループホーム、こういったことの実現につきましては、当然、障害者福祉サービスを充実させていくというよりも、もっと能動的な前向きな協働社会の中には絶対必要なものだというふうな気がしております。

生きにくさを感じている御本人から、中川村に住んでいらっしゃる方です。グループホームの建設を早くしてほしいという要望を私が村長になってからも何度も聞いております。また、そういった皆さんの将来が心配だということは直接言わないまでも、両親もやっぱり歳をとっていきますので、皆そう思っているというふうに考えております。これらの皆さんの思いを受けとめて、気持ちの中では早く何とかしたいというふうに考えておりますし、先ほど、せつかく村の中で立ち上げたりしていきたいということで2年半経過をしております、この皆さんも「そろそろ具合的に前に一つ進めないと。」というような思いも聞いておりますので、先ほど申し上げたとおり、行政として何とかしていきたいと、そのためには、新しい施設をつくるということもそうなんですけど、今こういった皆さんが思っておる施設としてあるものを有効に活用できる方法がないかということをお第一に考えておりますので、もし、それがだめであれば次のことを考えるということでご理解いただければと思っております。よろしくお願ひします。

○9 番 (鈴木 絹子) 今、村長がおっしゃいましたように、障害者自身も高齢化が進みつつありますし、よって保護者の方も高齢化が進んでいて、将来に対する不安も大きくなっていると聞いています。村の若者の取り組みに、保健福祉課の一丸となった後押し、村の施策としての方向を期待して、質問を終わります。

○議 長 これで鈴木絹子議員の一般質問を終わります。

過日、村長から提出のありました健全化判断比率報告書について修正の申し出があり、正誤表をお手元に配付しましたので、ごらんをいただき、よろしくお願ひをいたします。

○事務局長

これで本日の日程は全部終了しました。
本日は、これで散会といたします。
大変お疲れさまでございました。
ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)
[午後 2 時 0 0 分 散会]